

茨木市屋外広告物ガイドライン (素案)

茨木市屋外広告物ガイドラインの構成

屋外広告物を表示・掲出する、全ての方に確認してもらいたい事項

茨木市の目指す姿や
基本的な考え方について

屋外広告物を表示・掲出する
種類・地域ごとの考え方について

1. はじめに

本ガイドライン策定の背景や、対象となる屋外広告物、その他基本的な事項を紹介しています。

- (1) ガイドライン策定にあたって P.3
- (2) ガイドラインの対象となる屋外広告物 P.4
- (3) 本市の目指す広告景観の方向性(基本理念) P.5

2. 共通の配慮事項

屋外広告物を掲出するにあたり、共通で確認すべき(5つの基本事項)について紹介しています。

- (1) 規模・配置 P.7
- (2) 形態・意匠 P.9
- (3) 色彩 P.11
- (4) 照明 P.13
- (5) 維持管理・安全管理 P.14

3. 広告種別の配慮事項

屋外広告物の種類別に配慮のポイントや良好な事例を紹介しています。

- (1) 屋上広告物 P.15
- (2) 壁面広告物 P.17
- (3) 突出広告物 P.18
- (4) 地上広告物 P.19
- (5) 窓面利用広告物 P.20
- (6) 簡易広告物(広告旗、立看板、はり紙・はり札) P.21
- (7) 車体利用広告物 P.22
- (8) 映像装置付き広告物(デジタルサイネージ等) P.23
- (9) 公共サイン P.24

4. 地域別の配慮事項

地域の特色に合わせた配慮のポイントや良好な事例を紹介しています。

- (1) 住宅地 P.25
 - ・閑静な住宅地
 - ・商業施設が混在する住宅地
- (2) 商業地 P.27
 - ・駅前広場
 - ・駅から延びるメインストリート
- (3) 工業地 P.30
- (4) 幹線道路沿道 P.31
- (5) 山間部 P.32

屋外広告物条例に基づいて、許可申請等の手続きを行う方に確認してもらいたい事項

掲出の可否や該当する区域の許可基準、配慮事項等について

5. 茨木市屋外広告物条例による規制内容など

屋外広告物の設置に係る流れ(フロー)と、条例に即した基準や配慮のポイント、良好な事例を紹介しています。

屋外広告物掲出のフロー	P.32
(1)禁止広告物	P.33
(2)禁止物件	P.34
(3)適用除外	P.35
(4)禁止区域(非自家用禁止路線含む)	P.36
(5)許可区域	P.38
(6)許可基準と配慮事項について	P.41
1)第1種区域	P.40
2)第2種区域	P.42
3)第3種区域	P.44
(7)景観形成地区の重点規制基準	
①にぎわい景観形成地区	P.45
②元茨木川緑地景観形成地区	P.46
③歴史的景観形成地区	P.47
④彩都景観形成地区	P.48
⑤沿道景観形成地区	P.49

許可申請等の手続きなどについて

6. 茨木市屋外広告物条例による手続き

屋外広告物条例に基づく手続きの流れ(フロー)と、必要な書類等を紹介しています。

許可申請のフロー	
(1)許可申請の手続き	P.50
(2)申請書類	P.51
(3)許可手数料	P.53
(4)屋外広告物の管理	P.53
(5)違反広告物に対する措置	P.54
(6)その他注意事項	P.54

1. はじめに

(1) ガイドライン策定にあたって

①ガイドライン策定の背景と目的

屋外広告物の特徴

屋外広告物は、多くの人々に必要な情報を提供するために有効な情報伝達的手段であり、まちのにぎわいを創出する重要な景観要素でもあります。一方で、不特定多数の人々を対象として、公共空間に向かって表現されるため一定の公共性や皆が心地よく感じるようなデザインとするなどの社会的な役割が求められます。

茨木市における景観形成と屋外広告物の取組み

茨木市は、景観法が施行される以前の平成元年から、要綱に基づき建物や屋外広告物などの届出制度による景観誘導を開始し、平成 24 年には「茨木市景観計画」を策定しました。「茨木市景観計画」では茨木市の目指すべき景観像を「北摂の自然と歴史に育まれ うるおいと心づかひの感じられるまち いばらき」と定め、茨木市の特徴である自然景観、市街地景観、歴史的景観、沿道景観といった多様な景観を維持するため、景観の誘導を積極的に取り組んできました。

屋外広告物については、景観を形成する重要な構成要素であることから、景観計画において、「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」を定め、大阪府の屋外広告物条例による運用とともに、広告主や屋外広告業者、市民の皆さまに対し、配慮を求めてきました。

こうした取組みにより、周辺環境や地域らしさに配慮された屋外広告物の掲出がある一方で、本市の景観像に馴染まない広告物の掲出が確認できる状況にあるため、更なる配慮を求めていく必要があります。

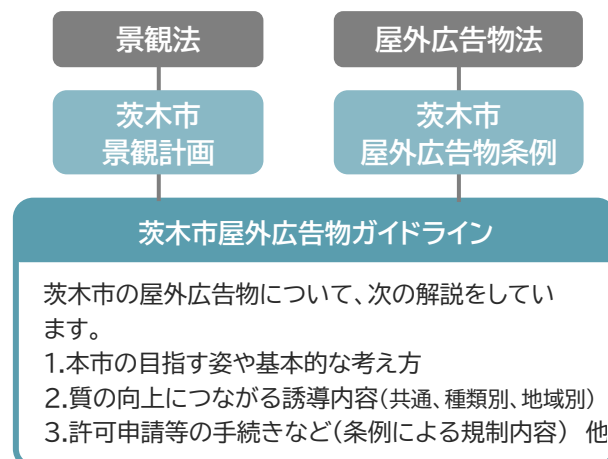
ガイドライン策定の目的

このような現状を踏まえ、市では独自の屋外広告物条例を制定するとともに、「茨木市屋外広告物ガイドライン」を作成しました。「茨木市屋外広告物ガイドライン」では、景観計画における屋外広告物の配慮事項や条例の規制内容などを、図面や事例写真などを示しながら、わかりやすく解説しています。「茨木市屋外広告物ガイドライン」を通じて、魅力的な広告景観の方向性を示し、広告主や屋外広告業者、市民の皆さまとともに、茨木らしいより良い景観の誘導に取り組んでいきます。

②ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、「茨木市景観計画」および「茨木市屋外広告物条例」で言及されている屋外広告物の考え方を示すものです。

本ガイドラインを活用することにより、地域にふさわしい屋外広告物景観の形成を促進していきます。



(2) ガイドラインの対象となる屋外広告物

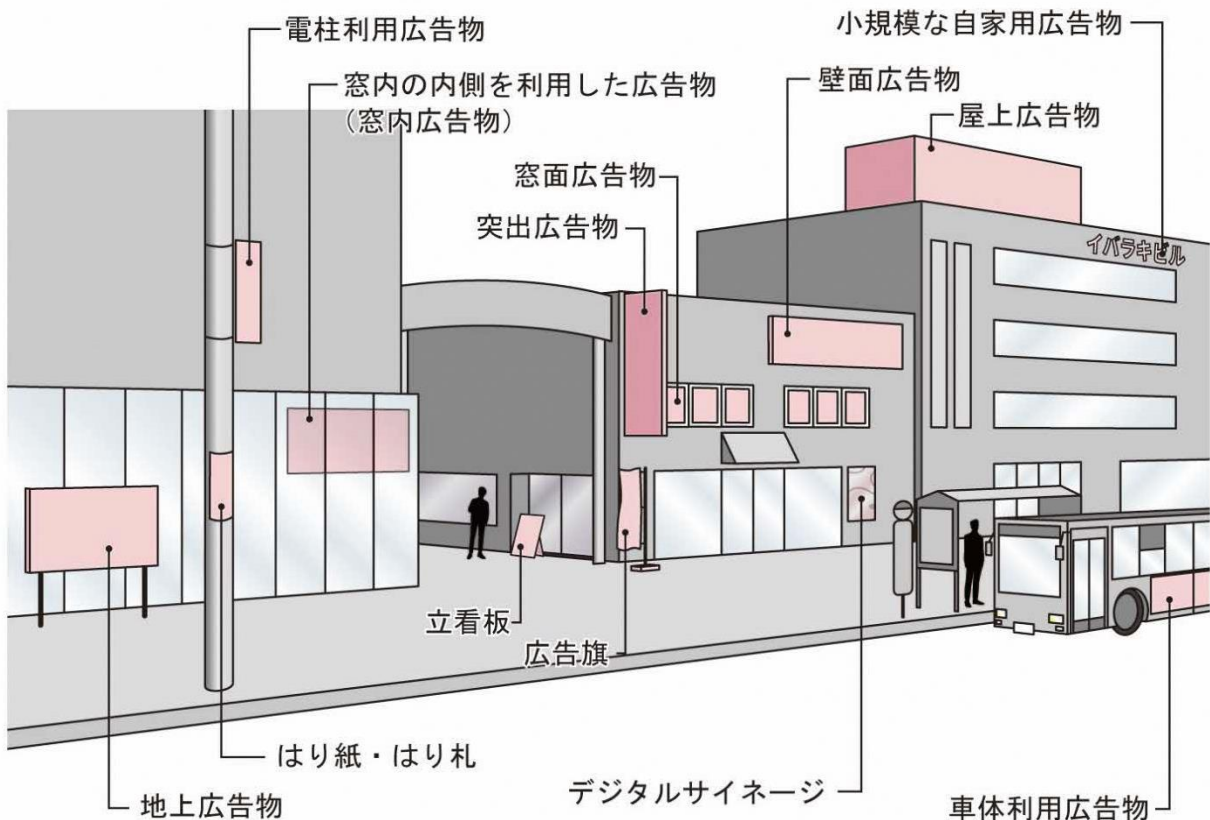
本ガイドラインでは、「屋外広告物法で定められた屋外広告物※」のほか、窓内の内側を利用した広告物（窓内広告物）、小規模な自家用広告物などの屋外広告物に類する広告物も含めた全ての広告物を対象とします。

本ガイドラインの対象となる屋外広告物

屋外広告物法で定められた屋外広告物

屋上広告物/壁面広告物/突出広告物/地上広告物
デジタルサイネージ/電柱利用広告物/車体利用広告
窓面広告物/広告旗/立看板/はり紙・はり札 など

屋外広告物法で定められていない広告物
窓の内側を利用した広告物(窓内広告物)/
小規模な自家用広告物 など



※屋外広告物法で定められた屋外広告物(屋外広告物法 第2条)

この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

(3) 本市の目指す広告景観の方向性(基本理念)

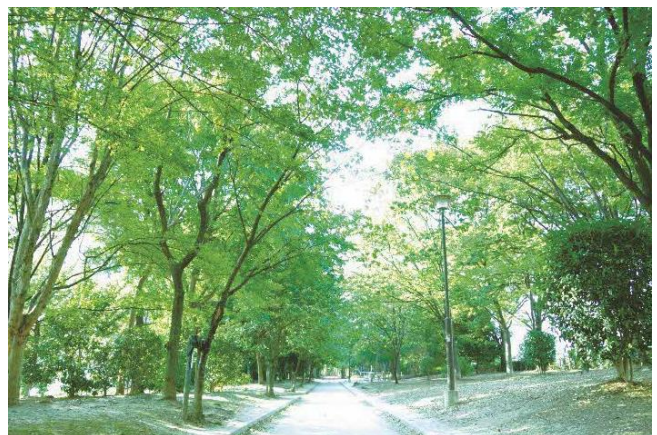
自然とまちに調和し 心づかいの感じられる 広告景観づくり

自然

北摂の山並み、棚田、安威川などの豊かな自然を活かしてきたまち、茨木。これら多様な自然と、それぞれの資源が織りなす調和が、茨木らしい風景として人々の心に刻まれています。

特に、北部の北摂山系は、市内の多くの場所から緑豊かな風景を臨むことができ、四季折々の風景は見る人にうるおいとやすらぎを与えています。

豊かな自然の中で築き上げられてきた今日の景観を、さらに魅力あるものへと高め、未来に引き継いでいくためには、自然が身近に感じられるような調和や配慮を行うことが大切です。



まち



北摂の良好な住宅地でありながら、古くから交通の要衝として商業や工業を発展してきたまち、茨木。これら多様で多彩な景観特性を有していることが、茨木の特徴であり、茨木らしさです。

様々な特色のある茨木を、より魅力的なまちとしていくためには、地域に目を向け、周辺環境と調和を図り、秩序が保たれ、心地よさを感じられるようにすることが大切です。

また、多くの人が行きかう市の中心部では、安全で快適な空間を充実し、まちの継続的な発展を図るために、歩行者目線で魅力的に映る“人が中心”の景観誘導を進めることが重要です。



2. 共通の配慮事項〈5つの基本事項〉

(1) 規模・配置

【誘導方針】 まちなみや自然景観(北摂山系等)と調和した規模・配置とする。

- 屋外広告物は、周辺のまちなみや自然景観に影響を与える重要な要素です。良好な景観を形成するために、まちなみや自然景観と調和した規模や配置としましょう。
- 北摂山系等の山並みなど自然景観が背景として見える場所では、良好な眺望が損なわれないように配慮しましょう。

① まちなみや自然景観に調和した規模にする

- 屋外広告物は、景観を形成する重要な要素となります。屋外広告物を設置する場合は、周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮した適切な規模で計画しましょう。
- 北摂山系等の山並みなど自然景観が背景になる場合は、眺望を阻害しないように規模を小さくするなど配慮が求められます。
- 歩行者に圧迫感を与えないような必要最低限の大きさにしましょう。



景観を阻害しない大きさ・高さとしましょう。

② 配置・配列を整理する

- 広告物が無秩序に設置されている場合、どの広告物を見れば良いのかわかりにくく、景観上も乱雑な印象となります。配置・配列を整理することで、効果的に情報を伝達するようにしましょう。
- 歩行者は一般的に4階以上には目が届きにくいと言われているため、効果的な広告物となるように、建物の低層部に集約しましょう。



避けたい広告物のイメージ

望ましい広告物のイメージ

③ 同じ情報の反復を避ける

- 同じ内容の屋外広告物を反復して設置すると、視覚情報を氾濫させるだけでなく、景観を阻害する要因にもなります。必要最小限の設置数とし、すっきりとした印象になるようにしましょう。



広告物を集約し、形や大きさを揃えましょう。

④ まちなみに適した文字の大きさにする

- 情報を正確に伝えるため屋外広告物の文字は、眺める場所から視認しやすい適切な大きさにしましょう。
- 一般的に可読距離(広告物までの距離)に応じた必要な文字の大きさの目安は、「文字の高さ×250=可読距離」であり、アルファベットなど英文は和文文字高の 75%でも十分認識できると言われています。
- 必要以上に文字を大きくすると周辺から突出した印象を与え、景観を阻害する要因になります。視認性を考慮した上で、大きくなり過ぎない適切な文字サイズにしましょう。

視認性に配慮した文字サイズ

可読距離	和文文字高	英文文字高
30m の場合	120mm 以上	90mm 以上
20m の場合	80mm 以上	60mm 以上
10m の場合	40mm 以上	30mm 以上
4～5m の場合	20mm 以上	15mm 以上
1～2m の場合	9mm 以上	7mm 以上

出典:「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」
(国土交通省)



写真

写真

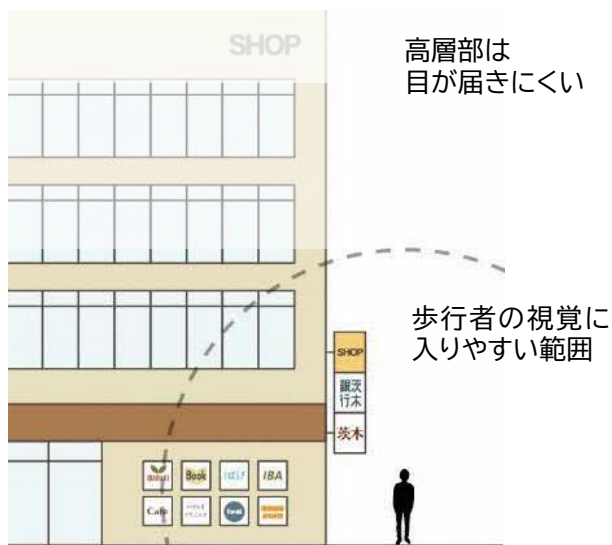
～～～事例の説明文～～～

Point 歩行者の視覚に入りやすい場所

歩行者が歩いているときは、9mほど先の地面に目を向け、およそ 20 度(仰角 10 度)の範囲を見えています。20 度の範囲は、建物の低層部(1～3階)にあたります。

その範囲から外れているところは注目されず、屋外広告物を設置しても効果が薄くなります。

できるだけ建物の低層部に屋外広告物を設置し、建物の低層部のにぎわい形成を図るとともに、歩行者に対して効果的な広告となるように工夫しましょう。



出典:「屋外広告の知識/デザイン編」
(屋外広告物行政研究会編)

(2)形態・意匠

【誘導方針】 まちなみと調和した形態・意匠とし、必要最低限の情報とする。

- 広告物だけが目立つことは避け、周辺のまちなみと調和した形態・意匠とすることでまちの雰囲気づくりに貢献しましょう。
- 必要な情報を正確に伝えられるように整理しましょう。

① まちなみと調和するデザインにする

- 屋外広告物を設置するまちなみと調和するように、形態やデザインを工夫しましょう。
- 特に歴史的なまちなみが残る地域では、木材などを積極的に使用し、素材の持つ質感や色彩を活かしたデザインとなるようにしましょう。



和風の建物が並ぶまちなみに合わせ木材を用い、全体的に色彩が調和するようにデザインした例

② 建物と一体的にデザインする

- 建物外観と不協和なデザインの屋外広告物が掲出されると、建物の価値を下げることにもなりかねず、景観を阻害する要因にもなりえます。屋外広告物を含む建物の外観がまとまって見えるように一体的なデザインとしましょう。
- 屋外広告物が建物のイメージに与える影響は少なくなく、優れたデザインの屋外広告物は良い印象を引き立てます。オーナーや入居するテナントにも、屋外広告物と与える影響について理解を得ながら、建物計画の段階から屋外広告物を含めたデザインを検討するようにしましょう。



建物の意匠に調和するようにデザインした例



建物の素材(木材)を引き立てつつ、優れたデザインとした例

③ 情報を整理する

- 人が短時間で判読できる情報量には限界があります。そのため、屋外広告物に情報を盛り込みすぎると、必要な情報が伝わらなくなります。効果的に情報を伝えるために、要点を絞って簡潔な表現としましょう。
- 人物や飲食店等の写真を用いたダイレクトな表現は、目立ちやすい一方で情報が多く、景観を阻害する要因となります。表現が過大にならないように工夫しましょう。



避けたい広告物のイメージ



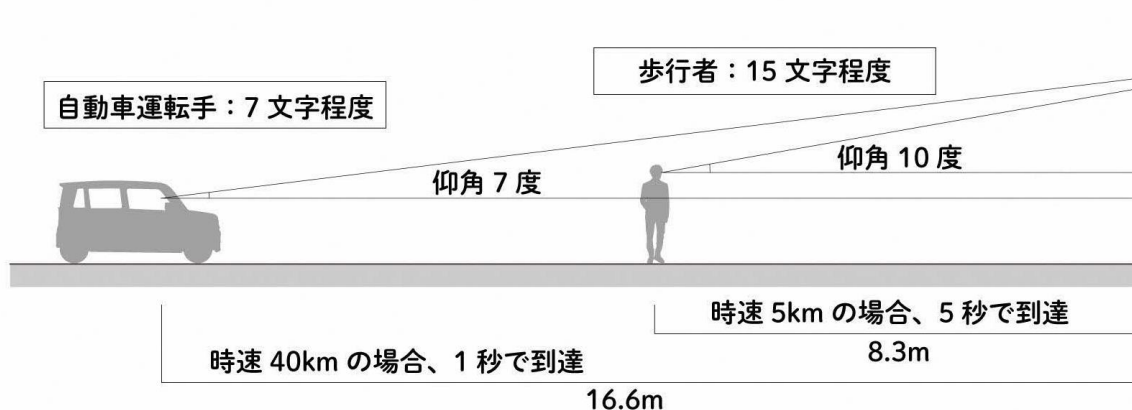
望ましい広告物のイメージ



情報量を抑制し、効果的に情報を伝えましょう。

Point 適切な文字数

歩行者が瞬間的に読むことができる文字数は 15 文字程度、自動車運転手の場合は走行速度 40km の場合で 7 文字程度とされています。屋外広告物を見る相手のことを考えて、適切な文字数となるようにしましょう。



出典:「屋外広告の知識／デザイン編」(屋外広告物行政研究会編)

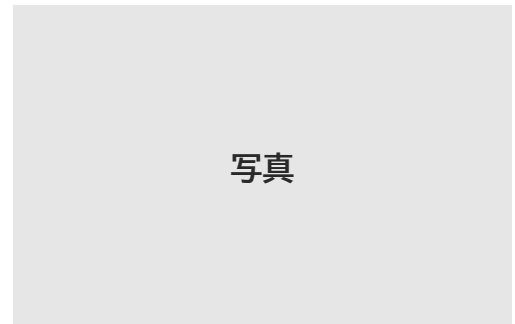
(3)色彩

【誘導方針】 自然景観(北摂山系等)やまちなみと調和した色彩とする。また、色彩の特性を活用し、見えやすさやわかりやすさに配慮する。

- 広告物だけが目立つことは避け、周辺のまちなみや自然景観と調和した色彩を用いることでまちの雰囲気づくりに貢献しましょう。
- 見やすく、わかりやすい配色になるように工夫しましょう。

① 自然景観と調和する色彩にする

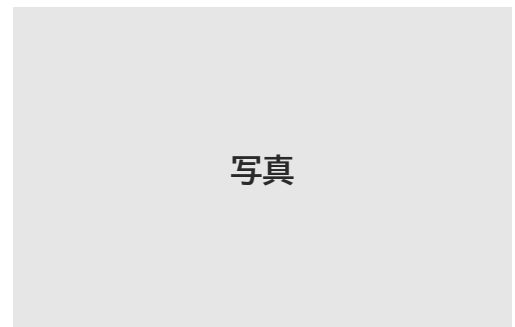
- 背景の山並みや周辺の田園など、自然景観の緑との調和に配慮し、落ち着いた色彩を用いましょう。
- 板面の地色は彩度を抑え、アースカラー(大地のような褐色や、空・海の青色、草木の緑色など、自然が持つ色合い)などを用い、自然景観との調和を図るようにしましょう。



～～～事例の説明文～～～

② まちなみと調和する色彩にする

- 屋外広告物に建物の外壁の色と異なる色を用いた場合、周囲から突出した印象を与え、まちなみの連続性が失われてしまうことがあります。板面の地色を落ち着いた色彩や建物の外壁と同系色とするなど建物の意匠と調和させ、まちなみとの調和を図りましょう。



～～～事例の説明文～～～

③ 高彩度色や色数を抑える

- 高彩度色を大きい面積で使用したものや色数を多く使用したものは、周囲から突出した印象を与え、景観を阻害する要因となります。屋外広告物の色彩は、高彩度色や色数を抑えて、周辺のまちなみとの調和や建築物全体のまとまりに配慮しましょう。
- 高彩度色を屋外広告物に使用する場合は、面積を小さくする、建物の低層部で限定的に用いるなど、建物やまちなみの中で効果的なアクセントとなるように工夫しましょう。



高彩度色の使用を控え、色数を抑えている。

④ 視認性に配慮した色彩にする

- 板面の地色と文字色の明度差が小さいものは、文字や図が読みにくくなり、必要な情報が伝わりにくくなります。板面の地色と文字色ではっきりとした明度差をつける、文字を白く縁取るなど、情報が伝わりやすくなるようにしましょう。

✕ 避けたい広告物のイメージ



○ 望ましい広告物のイメージ



板面が白色で、文字が読みやすい。

Point 色彩の基礎知識「マンセル表色系」

本ガイドラインでは、JIS(日本工業規格)などにも採用されている、国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。マンセル表色系とは、色彩を「色相、明度、彩度」の3属性に分け、それぞれを数値等で表すことで客観的に表記したものです。

色相：色合いを表します

R(赤)、Y(黄)、G(緑)、B(青)、P(紫)とその中間のYR(黄赤)、GY(黄緑)、BG(青緑)、PB(青紫)、RP(赤紫)を加えた10の基本色を記号で表します。



色相

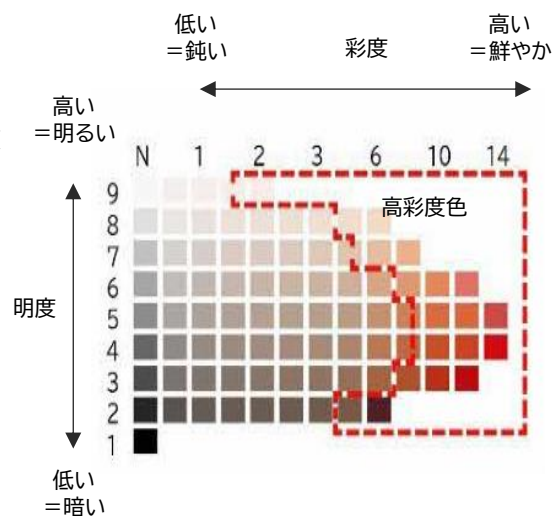
明度：色の明るさを表します

0～10 までの数値で表し、数値が大きいほど明るく、小さいほど暗い色彩になります。

彩度：色の鮮やかさを表します

色相や明度に応じて数値で表します。1～9 までの数値で表し、数値が大きくなるほど鮮やかな色になります。

※ 彩度の高い方の概ね 1/3 を「高彩度色」として扱います。



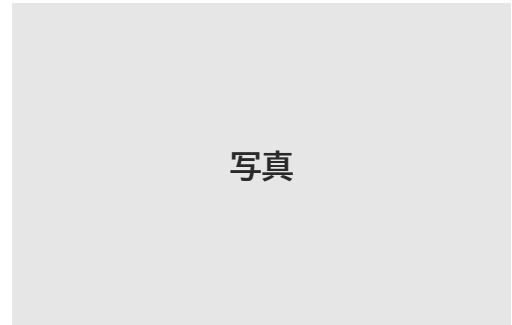
(4)照明

【誘導方針】 過剰な照明は控え、周辺環境と調和したものをを用いる。

- 過剰な照明は周辺への影響が大きいことから、周辺環境と調和した色温度、光量としましょう。
- 商業地では効果的に照明を使用し、魅力的な夜間景観の演出に配慮しましょう。

① 過剰な照明を抑える

- 眩しさを感じる不快な光や、点滅する光、高速モーションの光が使用された広告物は、非常に目立ちます。過剰な照明は周辺環境に悪影響を及ぼすことから、「光害（ひかりがい）」と呼ばれています。周辺環境に配慮し、明るさや照明方法が適切となるように工夫しましょう。

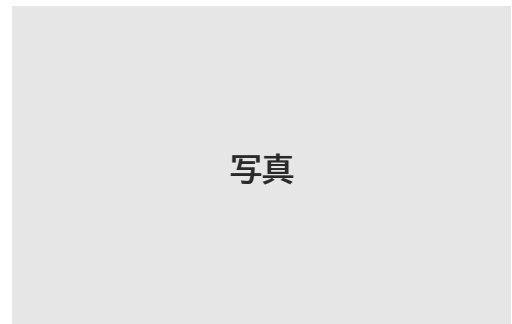


写真

〜〜事例の説明文〜〜

② 地域特性に応じて演出する

- 照明は、光の色味や明るさで印象が異なります。また、照明方式によって様々な雰囲気を演出することもできます。住宅地の落ち着いた雰囲気、商業系の地域のにぎわいなど、地域特性に応じて照明方法を工夫し、夜間景観を魅力的に演出しましょう。



写真

〜〜事例の説明文〜〜

Point 屋外広告物の照明方法と考え方

照明方法	ネオン式	外照式	内照式①	内照式②	間接照明式
照明方法	ガラス管の中にガスを充てんし、電気を通すことで発光する。	外付けのスポットライト等により表示面をライトアップする。	盤面内部に照明装置を内蔵し、自ら発光する。	箱文字内部に照明装置を内蔵し、自ら発光する。	箱文字の裏面の照明装置により壁面をライトアップする。
事例		写真	写真		写真
考え方	建物の低層部での使用を基本とし、住環境への配慮が求められる地域では使用しないこと。	表示面全体を使用することから景観に与える影響が大きい。光源が露出しないように配慮すること。	表示面全体が発光するため、景観への影響が大きくなる。大きい面積の使用はできる限り避ける。	小さい光源で自由な色彩表現が可能。企業名やロゴサイン等を表現する場合に用いる。	光源が小さく、周囲に与える影響が少ない。上品な印象を与えることが可能。

(5)適切な維持管理

【誘導方針】屋外広告物の適切な点検や維持管理を行い、安全の確保に努める。

- 適切な点検や維持管理により、安全な屋外広告物の維持に努めましょう。

① 定期的に点検する

- 屋外広告物が倒壊や落下した場合、歩行者に重大な損害を与える恐れがあります。そのため、屋外広告物の所有者及び占有者には、事故を未然に防ぐため、有資格者による安全点検の実施を義務付けています。

② 適切に維持管理する

- 屋外広告物の建物との接合部や支持部分に劣化や損傷があると、強風による落下や移動で、歩行者や自動車との事故につながる可能性があります。こうした事故を未然に防ぐよう、設置者や管理者は補修や改修を定期的に行う、危険な場合は速やかな修繕を行うなど、適切な維持管理をし、安全な状態を保つようにしましょう。
- 汚れや退色、塗装の剥がれなどがある広告物では、情報が正確に伝えられなくなり、景観を阻害する要因にもなるため、景観面からも維持管理を適切に行いましょう。

Point 安全を維持する点検

屋外広告物を安全に維持するために、所有者による日常の点検のほか、一定規模以上の屋外広告物には有資格者による2年ごとの点検および報告書の提出が義務付けられています。

国土交通省屋外広告物適正化推進委員会では、屋外広告物の安全管理や魅力ある屋外広告物を推進すべく、普及啓発のためのガイドブックを作成しています。



看板の安全管理
ガイドブック

【屋外広告物の事故】

2015年2月、札幌市内の飲食店ビルの外壁に取付けられた看板の一部が落下し、歩道を通行していた女性の頭部に当たり重傷を負わせる事故が発生しました。

外壁への取付部品が腐食したことで強度が低下し、強風の影響で落下したものとみられており、設置者の安全意識の希薄さ及び管理者の更新時点検の際の点検が適正に行われていなかったことが主な原因と考えられています。

③ 通行の安全を確保する

- 地上広告物や立看板、広告旗などは、原則として歩道を含む道路上での掲出は禁止されており、道路、道路上空に掲出する場合は、道路管理者の許可が必要になります。敷地内に掲出するとともに、通行の妨げにならないようにしましょう。また、敷地内であっても、きちんと固定し強風にも耐えうるようにするなど、安全に留意した形で掲出しましょう。
- 道路沿いに設置する塔状の屋外広告物や外壁の高い位置に設ける屋外広告物については、道路に設けられた交通標識や信号機と紛らわしい見た目にならないようにし、また、それらの機能の妨げとなることのないように規模や配置、デザインに配慮しましょう。

3. 広告種別の配慮事項

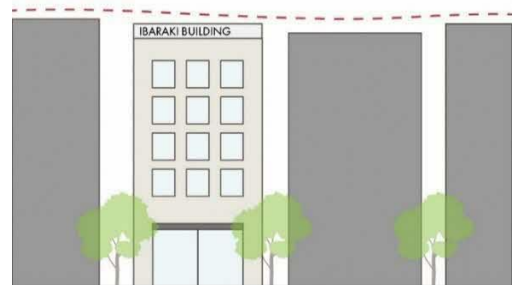
(1) 屋上広告物

【誘導方針】まちなみや自然景観(北摂山系等)の眺望に配慮し、原則として屋上広告物の設置は控える。

- 屋上広告物は、遠い場所からでも目につきやすく、まちなみや自然景観の眺望に大きな影響を及ぼすことから、可能な限り設置は避け、壁面広告物など他の広告物で代替できないかを検討しましょう。
- やむを得ず設置する場合は、まちなみや自然景観の眺望に配慮したものにしましょう。

① スカイラインを整える

- 周辺の建物の高さよりも大きく上に突き出した屋上広告物は、それらが形成しているスカイラインを乱し、景観を阻害する要因になります。やむを得ず設置する場合は、必要最小限の大きさとし、周辺の建物から突き出さないようにしましょう。



スカイラインを乱さない大きさとしましょう。

② 建物と一体的にデザインする

- 屋上広告は規模が大きくなる傾向にあり、まちなみや自然景観の眺望に与える影響が大きいことから、設置しないことが望まれます。やむを得ず設置する場合は、外観意匠と調和したデザインとするほか、建物の壁面から突出した形状とせず、安定感のある形態とするなども意識しましょう。



建物と一体的にデザインされた屋上広告物(熊本市)

③ まちなみや背景となる自然景観と調和した色彩にする

- 屋上広告は遠い場所からでも目につきやすいため、まちなみや背景となる自然景観と調和した色彩を使用することが大切です。広告物の板面の地色には、落ち着いた低彩度の色彩を用いましょう。
- 特に背景が自然景観となる場合は、アースカラー(大地のような褐色や、空・海の青色、草木の緑色など、自然が持つ色合い)を用いるなど一層の配慮が求められます。



自然景観と調和した色彩にしましょう。

(2)壁面広告物

【誘導方針】建物やまちなみと調和した意匠・配置・色彩とする。

- 壁面広告物は建物やまちなみと一体となって景観を形成することから、建物やまちなみと調和した意匠・配置・色彩としましょう。

① 建物と一体的にデザインする

- 建物に付帯する壁面広告物は、建物と一体となって視認されます。建物の意匠と調和していないものは、建物のイメージを損ない、景観を阻害する要因になります。切文字や箱文字などを用い、シンプルなデザインとすることで、外観意匠と一体的なデザインとなるよう工夫しましょう。



切文字を用いた壁面広告物(大阪市)

② 設置位置や大きさを整理する

- 広告物が無秩序に設置されている場合、一つの広告物の情報に集中することができず、景観上も乱雑な印象をとりなります。複数の広告物を表示する場合は、効果的な情報伝達や良好な景観形成につながるように、規則性を意識し、設置位置や大きさを揃えましょう。



●●●事例(●●市)

③ 建物の低層部に集約する

- 効果的な情報伝達やにぎわいの演出につながるように、建物の高層部には広告物を設置せず、人の目に入りやすい低層部(1～3階)に集約しましょう。



低層部に広告物を集約配置した例

④ 建物やまちなみと調和した色彩にする

- 壁面広告物は板面の大部分に色が塗られることが多いため、建物の外壁色や周辺のまちなみから逸脱した色彩を使用するとまちなみのイメージを損ないかねません。良好な景観を形成するため、建物の外壁色や周辺のまちなみと調和した色彩を用いましょう。



まちなみと調和した色彩を用いた例(大阪市)

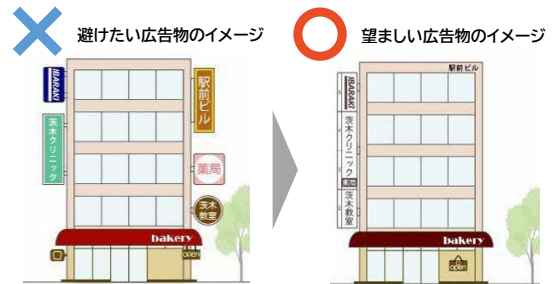
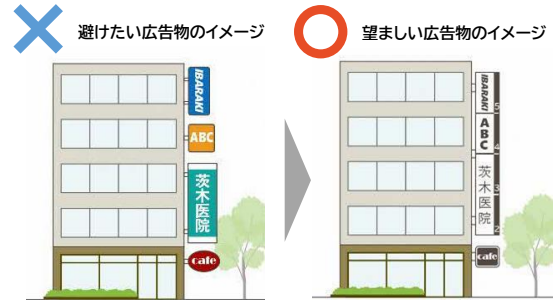
(3) 突出広告物

【誘導方針】通りの見通しやまちなみの連続性に配慮する。

- 突出広告物は建物から突き出して設置されるため、通りの見通しに配慮しましょう。
- 突出広告物により壁面線が乱されないように配慮しましょう。

① 通りの見通しに配慮する

- 突出広告は建物から突き出して設置されるため、通りの見通しに大きな影響を及ぼします。無秩序に設置することは避け、設置する場合は、近隣建物と設置位置や突き出し幅を揃えるようにしましょう。
- テナントビルなど複数の事業者が設置する場合は、面積や位置を揃えるなど、規則性を持たせ、できる限り集約化しましょう。



② まちなみの連続性に配慮する

- 突出し幅や大きさ、形が不揃いな突出広告物が設置された場合、壁面線が乱され乱雑な印象を与えます。周囲の突出広告物と幅や大きさ、形を揃えて、整った壁面線を維持しましょう。



建物の低層部に集約配置した例(京都市)

③ 建物の低層部に集約する

- 歩行者は一般的に4階以上には目が届きにくいとされているため、効果的な広告物となるように低層部(1~3階)に集約しましょう。

④ まちなみと調和した色彩にする

- 広告物の板面の地色は、白色や建物の外壁と色相が同系の低彩度色とし、まちなみと調和する色彩を用いましょう。



まちなみと調和した色彩を用いた例

(4)地上広告物

【誘導方針】通りの見通しや通りからの眺望に配慮した規模・配置・色彩とする。

- 地上広告物は通りの見通しや通りからの眺望を阻害するため、周辺のまちなみや背景となる景観に配慮した、規模や配置、色彩としましょう。

① 通りの見通しに配慮する

- 地上広告物は通り沿いに設置される傾向にあることから、通りの見通しを阻害します。規模を抑える、設置位置を道路際から後退させる、色彩とまちなみを調和させるなど通りの見通しに配慮しましょう。



●●●事例(●●市)

② 通りからの眺望に配慮する

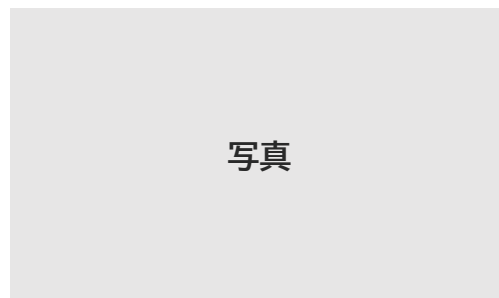
- 通りからの見通しの良い場所に設置された地上広告は、その背景と一体となって視認されることから、規模を抑える、背景と調和する色彩を用いるなどの配慮をしましょう。
- 背景が自然景観となる場合には、地上広告物に使用される色彩が景観阻害の要因になりやすいため、自然の緑と調和する色彩を用いるなどの配慮をしましょう。



●●●事例(●●市)

③ 整理・集約化する

- 地上広告物には、様々な形状や規模のものがあり、複数設置すると乱雑な印象をとることから、設置する場合は1つの地上広告物に集約しましょう。



●●●事例(●●市)

④ 板面以外に配慮する

- 支柱部や支柱の足元など板面以外のデザインも、目に入りやすいものです。支柱や板面の裏側を板面や背景に調和した色彩に着色するなど見え方に配慮しましょう。
- 支柱の足元に植栽などを配置することにより、まちなみにうおいを与えましょう。



支柱の足元に植栽を配置した例(●●市)

(5)窓面利用広告物

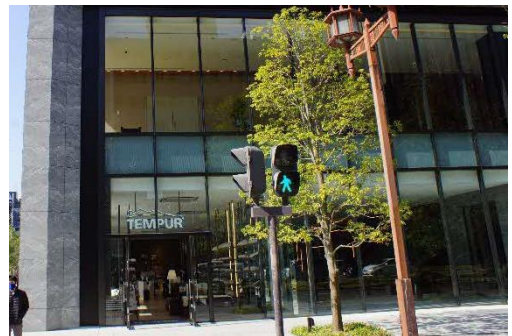
【誘導方針】建物やまちなみと調和したデザインとする。

- 窓面利用広告物は建物やまちなみと一体となって、景観を形成します。建物の外観意匠やまちなみを損なわない規模、デザインとしましょう。

※窓の内側から外に向けて掲出される広告物(窓内広告物)も同様の配慮が必要です。

① 建物と一体的にデザインする

- 窓面利用広告物は建物と一体となって視認されるため、建物のイメージを損なわないように建物の意匠と調和した一体的なデザインとしましょう。
- 窓には採光や眺望などの役割があることから、窓全面を覆うような表示は控えましょう。シンプルな切り文字にする、窓面から離して表示するなどの工夫をすることで、採光を行い、眺望を確保することができます。
- テナントビルを建築する場合などあらかじめ多くの広告物が表示されることが想定される場合には、建物の設計の段階でテナント広告の計画も行い、建物との一体化を図りましょう。



窓面から離して表示した例(大阪市)

写真

●●●事例(●●市)

写真

●●●事例(●●市)

② 必要最小限の情報にする

- 複数の広告物が無秩序に設置されている場合、乱雑な印象を与えてしまいます。人の目に入りやすい低層部(1~3階)での設置を基本とし、最小限の情報を表示するようにしましょう。やむを得ず複数枚設置する時は、設置位置に配慮し、大きさや色彩などを統一して、すっきりとした印象を与えましょう。

③ 歩いて楽しいまちになるように工夫する

- まちを歩きながら店内の雰囲気を感じることは、歩行者の楽しみでもあり、人がまちを歩ききっかけにもなります。窓面利用広告物を設置する場合は店内に視線を通すことができるようにして、窓面から見える店内を魅力的に演出するなど、歩いて楽しいまちになるように工夫しましょう。



店内を効果的に演出した例(大阪市)

(6)簡易広告物(広告旗、立看板、はり紙・はり札)

【誘導方針】計画的に設置し、通行の妨げにならないよう留意する。

- 広告旗や立看板、はり紙・はり札などの簡易な広告物は、容易に設置できることが利点ですが、無計画な設置は控え、まちなみとの調和に配慮しましょう。
- 歩行者や自転車等の通行の妨げにならないよう留意し、必要以上の設置は控えましょう。

① 期間を限定して設置する

- 簡易広告物は、展示会やセールなど表示内容が限られた期間に関わるものが多いものです。必要な期間のみ設置し、長期間の設置は控えましょう。

② 計画的に設置する

- 簡易広告物は容易に設置できることが利点ですが、複数設置した場合、情報が伝わりにくいだけでなく、乱雑な印象を与えてしまいます。まちなみとの調和に配慮し、規模や色彩などデザインを統一するなど計画的に設置しましょう。
- はり紙・はり札は、耐久性がなく美観を損ないやすいことから、容易な設置は控えましょう。設置をする場合は、掲示板やフレームなどに集約して設置しましょう。

③ 通行を妨げない

- 広告旗や立看板は、歩行者等の通行を妨げないように、敷地内に設置しましょう。歩道を含む道路への設置は原則禁止されています。
- 必要最小限の大きさや最低限の数にするなど、見通しを妨げないように配慮しましょう。

④ 通りのにぎわいを演出する

- 広告旗は、連続して設置される傾向にあります。色彩や表示内容に統一感を持たせることで、通りに一体感を与えにぎわいを演出することができます。



簡易広告物を効果的に用い、にぎわいを演出している例(大阪市)



敷地内に立看板を設置した例(大阪市)



連続して設置し通りのにぎわいを演出している例(●●市)

(7)車体利用広告物

【誘導方針】走行する様々な地域特性に配慮する。

- 車体に広告を表示する車体利用広告物は、様々な地域を走行するため、地域特性に配慮する必要があります。また、交通安全に配慮したデザインや色彩とすることが大切です。

① 派手な色彩を使用しない

- 車体利用広告物は、まちなかから山間部まで様々な地域を移動することから、それぞれの地域特性に配慮する必要があります。大部分で使用する色彩には、派手な原色や蛍光色、反射率の高い金色・銀色は控えましょう。



●●●事例(●●市)

② 文字の視認性に配慮する

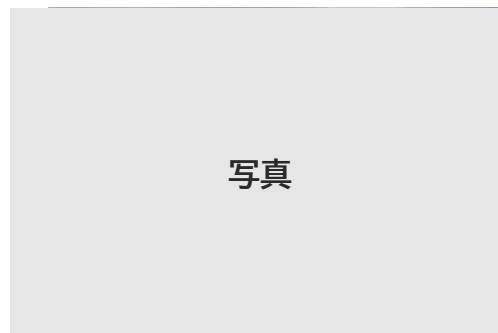
- 車体利用広告物は走行中に視認される広告物となるため、文字を使用する場合は伝えたい情報を整理し、最小限となるように工夫し、読みやすさに配慮しましょう。



●●●事例(●●市)

③ 交通安全に配慮する

- 周囲の車両の安全のため、歩行者や自動車運転手等が広告が表示された車体のランプが点灯しているといった誤解を招くおそれがある広告(テールランプの色や形が同じものなど)や、発光するものの使用は控えましょう。
- 歩行者や自動車運転手等の交通に対する注意を散漫にさせることがないように、ストーリー性のある広告(4コマ漫画など)や映像の使用は控え、シンプルなデザインとしましょう。



●●●事例(●●市)

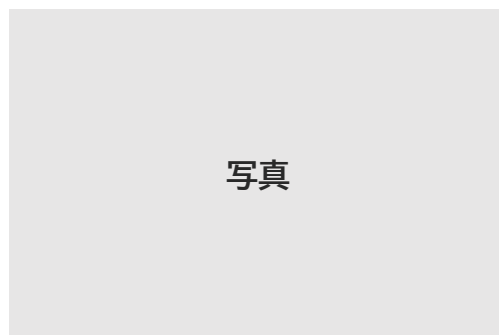
(8)映像装置付き広告物(デジタルサイネージ)

【誘導方針】光や音声などによる周辺環境への影響が最小限となるように配慮する。

- 映像装置付き広告物は、動きや光を伴う広告物となるため、周辺環境に与える影響が他の広告物よりも大きくなります。周辺環境との調和に特に配慮しましょう。

① 設置場所に配慮する

- 音量が大きいものや輝度が高く派手なものは周辺の環境に大きな影響を与えます。見通しの良い場所や高所での設置は広範囲に影響を及ぼすため、原則、設置は控えましょう。
- また、周辺環境への影響を踏まえ、住宅地などの閑静な場所や交通の支障となる交差点付近の設置は控えましょう。



●●●事例御堂筋や銀座など
(●●市)

② 建物の低層部に設置する

- 高所への設置は広範囲に影響を及ぼすため、高層部への設置は避け、建物の低層部(1～3階)への設置を基本としましょう。



●●●事例御堂筋や銀座など
(●●市)

③ 明るさや動きを適切なものにする

- 強い光を出すものや点滅するもの、映像が早く切り替わるものは、見る人の集中力を奪い、人を不快にさせることがあります。昼間と夜間で見え方が異なることも考慮し、適切な明るさとし、点滅や映像の切り替えを採用する場合は適切なものとしましょう。(日没後の輝度は800cd/m²程度を目安にする。)
- 周辺環境に応じて、適切な消灯時間を設定しましょう。

④ 音響の使用は最小限にする

- 音響を使用するものは、周辺の雰囲気損なうだけでなく、歩行者や自動車運転手等の注意を散漫にさせます。音響の使用は控えるようにし、使用する場合は最小限の音量となるようにしましょう。

事例

大阪府 LED ガイドライン (H27) では、日没後の輝度 800 c d / m²を目安としている。これにあわせて、適切な「輝度」を記載する。

(9)公共サイン

【誘導方針】誰もが見やすく、わかりやすい表示にする。

- 公共サインは、高齢者、障害者、外国人等の全ての人に適切に情報を伝える必要があるため、ユニバーサルデザインに配慮したわかりやすく伝わりやすい表示にする必要があります。
- 公共サインには、魅力ある都市景観の形成を先導する役割が求められます。

① 文字の使い方に配慮する

- ユニバーサルデザインの観点から、文字の書体や大きさ・太さなどを適切に選び、統一や調節をしましょう。
- 文字の分量やバランス、レイアウトにも配慮し、必要な情報を効果的に盛り込み、伝わりやすい表示にしましょう。

写真

② ピクトグラム等を効果的に使用する

- 直感的に視認あるいは識別できるように、ピクトグラムや矢印といったグラフィック・デザインを効果的に取り入れましょう。
- ピクトグラムは標準案内用図記号((公財)交通エコロジー・モビリティ財団が策定、大部分が JIS 規格化)及び JIS のピクトグラムの使用を推奨します。

写真

③ 識別性や周辺への配慮等も考慮した色彩を用いる

- 色の見え方は人によって異なるため、なるべく多くの人々が認識できるような色の組合せにすることにより識別性に配慮しましょう。
- 周辺のまちなみへの配慮や、同一・類似サインでの統一なども考慮して色彩を選択しましょう。

写真

④ 多言語表記も併用する

- 交通施設や外国人の利用が想定される施設には英語併記を使用しましょう。なお、施設ごとの事情により英語以外の多言語併記も補足することも考えられますが、表記の分量やバランスに留意しましょう。

写真

⑤ 適切な設置場所・位置を選定する

- 人の流れやサインの目的を踏まえて、適切な設置場所を

検討しましょう。

- とりわけ、車いす利用者や子供などへの配慮が必要なサインについては、目線を合わせた位置や点字の設置など、より使いやすい表示を検討しましょう。

⑥ 適切に維持管理する

- あらかじめ補修等を行いやすい素材を選ぶことなどにより適切に維持管理しましょう。

コラム

4. 地域別の配慮事項

(1)住宅地

■ 閑静な住宅地

【誘導方針】落ち着いた生活環境に配慮し、屋外広告物の設置は控える。

- 戸建て住宅などが集まる閑静な住宅地では、落ち着いた生活環境を損なわないよう屋外広告物の設置は控えましょう。
- 屋外広告物を設置する場合は必要最小限の数とし、周辺的环境に配慮した規模や色彩、配置にしましょう。



避けたい広告物のイメージ



望ましい広告物のイメージ



● 設置を控える

- 地域の方の生活の場となる住宅地では生活環境を守るために、屋外広告物の設置はなるべく控えましょう。設置する場合は必要最小限の設置数としましょう。

● まちなみに調和させる

- まちなみと調和するような規模や色彩を用い、広告物を集約させてまとめて配置するなど工夫しましょう。
- 周辺環境への影響が大きい映像装置付き広告物(デジタルサイン等)の設置は控え、他の広告物での代替を検討しましょう。
- 旧街道沿いや古くからの集落のまちなみが残る地域では、まちなみの雰囲気と調和するように、木材などの自然素材を活用した広告物にしましょう。

● 夜間照明を控える

- 照明を用いる場合は、生活環境を損なわないように必要最低限のものとしましょう。まちなみの雰囲気を演出する温かみのある照明を用いましょう。
- 眩しさを感じる不快な光や、点滅する光、高速モーションの光が使用された広告物の使用は控えましょう。深夜帯には消灯するなど、生活環境に配慮しましょう。

写真

まちなみに配慮し彩度を落とした
コインパーキングの屋外広告物(京都市)

写真

木材を使用した屋外広告物(●●市)

写真

夜間照明を上手に用いて
まちなみを演出している屋外広告物(●●)

■ 商業施設が混在する住宅地

【誘導方針】生活環境に配慮した屋外広告物とする。

- 住宅地としての落ち着いた生活環境が阻害されないよう、周辺の環境に配慮した規模や色彩、配置にしましょう。



避けたい広告物のイメージ



望ましい広告物のイメージ



● 建物の低層部に集約する

- 建物の高層部に設置される屋外広告物は規模が大きくなる傾向があり、景観に与える影響が大きくなります。高層部に設置することは控えましょう。設置する場合は、箱文字などシンプルなデザインにしましょう。
- 効果的な情報伝達のために、人の目に入りやすい建物の低層部(1～3階)に集約しましょう。

写真

低層部に屋外広告物を集約した例(●●市)

● 建物やまちなみと調和した色彩にする

- 住宅地では外壁に低彩度の色彩が用いられることが多く、落ち着いたまちなみが広がります。建物の外壁色や周辺のまちなみから逸脱した色彩を使用するとまちなみのイメージを損ないます。良好な景観を形成するため、建物の外壁色や周辺のまちなみと調和した色彩を用いましょう。

写真

まちなみと調和した屋外広告物(●●市)

● 同じ情報の反復を避ける

- 同じ内容の屋外広告物を反復して設置すると、視覚情報を氾濫させるだけでなく、景観を阻害する要因にもなります。必要最小限の設置数とし、すっきりとした印象になるようにしましょう。

写真

まちなみと調和した屋外広告物(●●市)

(2)商業地

■ 駅前広場

【誘導方針】市の顔として、にぎわいと品格を感じるデザインとする。

- 駅前広場は市の玄関口として市民や来訪者が多く訪れ、商業施設などが多く立地します。本市の顔となるように、にぎわいと品格が感じられる魅力的な場所にしましょう。



避けたい広告物のイメージ



望ましい広告物のイメージ



① まちなみとの調和に配慮にする

- 駅前広場には多くの商業施設などが立地し、屋外広告物が多数設置されます。乱雑な印象を与えないように箱文字・切り文字を使用するなどデザインを工夫し、まちなみとの調和に配慮しましょう。
- テナントビルを建築する場合などあらかじめ多くの広告物が表示されることが想定される場合には、建物の設計の段階でテナント広告の計画も行い、建物との一体化を図りましょう。



JR 茨木駅

② にぎわいをつなげる演出をする

- 駅前広場には市民や来訪者など多くの人が訪れます。人の目に入りやすい建物の低層部(1~3階)に屋外広告物を集約し、歩道からのにぎわいを演出しましょう。
- 隣接する商業施設や建物に設置される屋外広告物の大きさや設置位置等のデザインを揃え、歩道のにぎわいがつながるように配慮しましょう。

写真

阪急茨木市駅

③ 眺望に配慮する

- 駅前広場には、ペDESTリアンデッキや高架駅のホームなどまちを見渡す視点場があります。大規模な屋外広告物や高い位置に設置されたもの、派手な色彩のものはまちなみから突出して見えます。視点場からの眺望に配慮したデザインにしましょう。

写真

阪急茨木市駅前からの眺望

■ 駅から延びるメインストリート

【誘導方針】通りの景観を活かしつつ、にぎわいを演出する。

- 駅から延びるメインストリートは、沿道の建物や街路樹などの通りの景観を活かしたデザインとし、商業施設などのにぎわいを感じる歩きたくなる空間を演出しましょう。



避けたい広告物のイメージ



望ましい広告物のイメージ



① にぎわいを演出する

- 建物と一体となって個性を演出することでお洒落な雰囲気をつくりだし、通りのにぎわいやうるおいが感じられる景観を演出しましょう。
- 照明を効果的に使い、魅力的な夜間空間を演出しましょう。
- 人の目に入りやすい建物の低層部(1~3階)に屋外広告物を設置し、歩道からのにぎわいを演出しましょう。



東西通りの通り景観

② 通りの景観に調和させる

- 周囲の建物や街路樹などの通り景観と調和するように、色彩や規模などに配慮しましょう。
- 隣接する商業施設や建物においてデザインや規模、設置位置などに統一感のあるデザインの屋外広告物を用いることで、通りに一体感を与え魅力を演出することができます。

写真

中央通りの通り景観

③ 通行を妨げない

- 歩行者の通行を妨げないように、屋外広告物は敷地内に設置しましょう。

写真

バナーを用いて賑わいを形成している事例
(●●市)

東西軸ストリートデザインガイドライン

茨木市の中心市街地では、様々な拠点施設が更新時期を迎えています。本市ではこれを契機と捉え、各拠点施設の更新にあわせて、ストリートの利活用やデザインを通して各拠点をつなぎ、より魅力的なまちなかの形成を目指しています。

このような背景のもと、市のメインストリートである中央通りと東西通りを対象に、道路・沿道空間のあり方やデザインの指針、実現に向けた方策等を示した「東西軸ストリートデザインガイドライン」を策定しています。

中央通りと東西通りでの屋外広告物の設置にあたっては、「東西軸ストリートデザインガイドライン」も参考にし、通りの特性に配慮し魅力の向上につながる屋外広告物のデザインを積極的に採り入れてください。

【東西軸ストリートデザインガイドライン】

目指すべき将来像

人が主役になり、^{つな}まちの魅力を次ぐ”2つのメインストリート

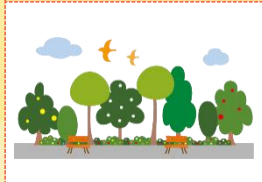
市役所、おにクル、元茨木川緑地などがある中心部と両駅をつなぐメインストリートとして、目的地へ向かう期待感や魅力的な雰囲気演出する空間をデザインし、各拠点の魅力をまち全体に広げていく。

将来像を実現する上で重視する4つの視点

人と人との
“ワン・コミュニケーション”を
楽しめるストリート



沿道の賑わいや季節を
感じ、“ワクワク”が高まる
歩きたくなるストリート



まちなかの個性が
つながり、“ふらっと”
歩き回りたくなるストリート



ゆったり並んで、
安全・安心に
歩きやすいストリート



●将来像のイメージ

中央通り



賑わいと交流を育む
親しみやすいデザイン

東西通り



身近に潤いを感じる良質で
落ち着きのあるデザイン

(3)工業地

【誘導方針】圧迫感を与えないように配慮するとともに、周辺環境と調和させる。

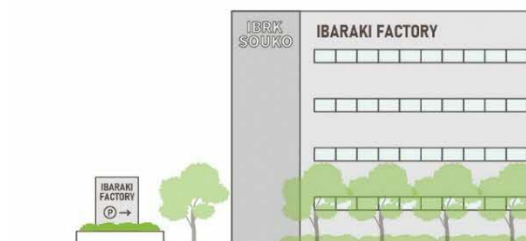
- 工場地では、建物規模に合わせて規模の大きな屋外広告物が設置される傾向にあります。圧迫感を与えないように配慮するとともに、周辺環境との調和を図りましょう。



避けたい広告物のイメージ



望ましい広告物のイメージ



① 規模などによる圧迫感を抑える

- 大規模な倉庫や工場が立ち並ぶ工業地では、建物規模に合わせて大きい規模の屋外広告物が設置される傾向にあります。規模の大きい広告物は景観に影響を与えるだけでなく、周囲に圧迫感を与えます。歩行者に圧迫感を与えないような必要最低限の大きさにしましょう。



箱文字を用いた例(●●市)

② 周辺環境に配慮する

- 板面に高彩度の色彩を大きな面積で使用した場合、周囲から突出した印象を与えます。建物の外壁の色に合わせる、箱文字を使用するなど工夫しましょう。高彩度の色彩を用いる場合はアクセントとして用いるなど、建物全体のバランスを図りましょう。
- 地上広告物を設置する場合は、乱雑な印象を与えないように、必要最小限の数とし、集約化してシンプルなデザインとしましょう。支柱の足元に植栽帯を配置するなど単調になりがちな景観にうるおいを与える工夫を行いましょう。

(4) 幹線道路沿道

【誘導方針】見通し景観に配慮し、秩序のある沿道空間を創出する。

- 見通し景観に配慮し、規模や設置位置などを工夫しましょう。周辺環境と調和した秩序のある沿道空間を創出しましょう。



避けたい広告物のイメージ



望ましい広告物のイメージ



① 周辺環境に配慮する

- 沿道の街路樹などが形成する見通し景観を阻害しないように、派手な色彩のものや過剰に大きな屋外広告物の設置は控えましょう。

② 集約化する

- 自動車運転手等の視界に入りやすいように多数の屋外広告物が設置されると、どの広告物を見れば良いのかわかりにくく、景観にも乱雑な印象を与えます。必要最小限の数に抑え、見えやすい場所に集約して設置しましょう。見通しの景観としてすっきりとした印象を与えるとともに、効果的に情報を伝えられるように工夫しましょう。

③ 交通の安全性に配慮する

- 幹線道路沿道の屋外広告物は自動車運転手等の目を引くために大きく派手になる傾向があり、広告物が立ち並んだ場合、交通標識や交通信号機などの視認性を落としかねません。交通の安全性に配慮し、設置位置や大きさ、色彩などを工夫しましょう。
- 自動車運転手等の注意を散漫にさせないように、点滅するものや眩しい光の照明を用いる屋外広告物の設置は控えましょう。照明を使用するときは光量や向きなどに注意しましょう。

写真

●●●事例
(●●市)

写真

●●●事例
(●●市)

写真

●●●事例
(●●市)

(5)山間部

【誘導方針】自然景観を活かすために屋外広告物の設置は控える。

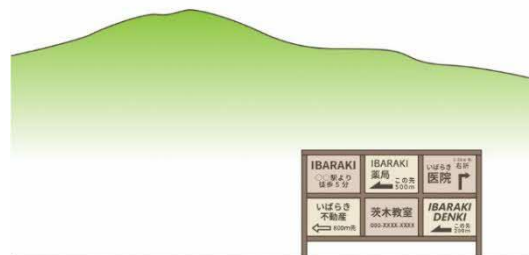
- 北摂山系の山並みなど豊かな自然景観を魅力のあるものにするために、屋外広告物の設置は控えましょう。



避けたい広告物のイメージ



望ましい広告物のイメージ



① 自然景観に配慮する

- 北摂山系の山並みなど豊かな自然景観が残されている地域では、景観を維持するために屋外広告物の設置は控えましょう。
- やむを得ず設置する場合は、自然景観を阻害しないように自然素材を用いる、規模を小さくするなど配慮しましょう。特に色彩は、アースカラー(大地のような褐色や、空・海の青色、草木の緑色など、自然が持つ色合い)などを用い、自然景観との調和を図るようにしましょう。
- 照明を使用するときは光量や向きなどに注意し、深夜帯においては消灯するなど、周辺環境に配慮しましょう。

② 適切に維持管理する

- 風雨に晒され汚れや退色、塗装の剥がれが生じた屋外広告物は、必要な情報が伝わらないだけでなく、景観を阻害する要因にもなります。また、架構部材が劣化したものや損傷したものは、事故の原因になりかねません。定期的に点検を行い、適切に維持管理を行いましょう。
- 維持管理が行いやすいように、あらかじめメンテナンスのしやすい素材を選ぶなど工夫しましょう。

写真

●●●事例
(●●市)

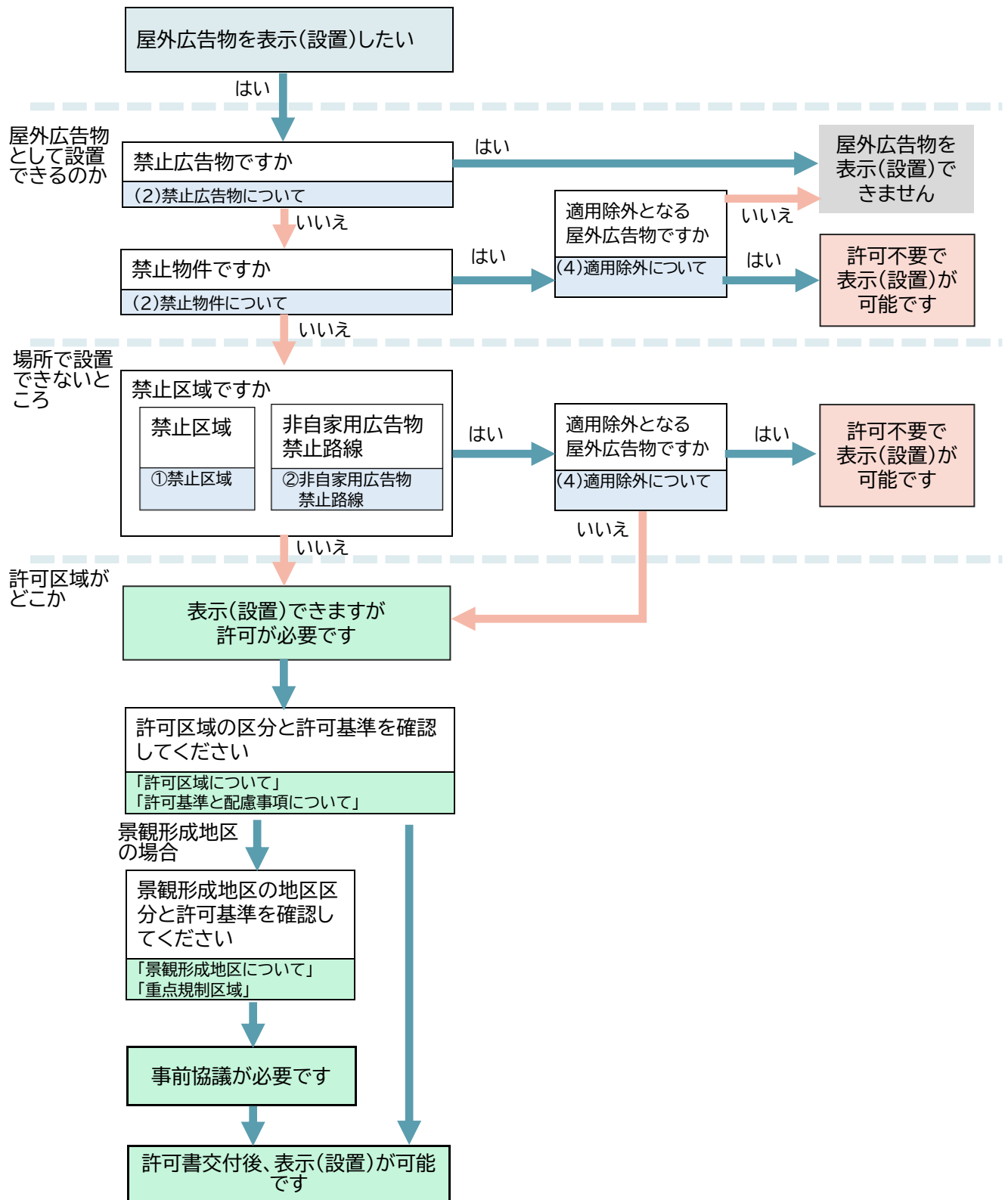
写真

●●●事例
(●●市)

5. 茨木市屋外広告物条例による規制内容など

屋外広告物を表示(設置)するための確認フロー

屋外広告物の表示(設置)が可能かどうかなど、以下のフロー図に沿って確認してください。



(1)禁止広告物について

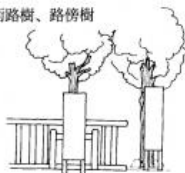
次に該当する広告物を表示し、又は設置してはいけません。

- ① 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したものの
- ② 著しく破損し、又は老朽化したものの
- ③ 倒壊又は落下のおそれがあるものの
- ④ 信号機若しくは道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるものの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

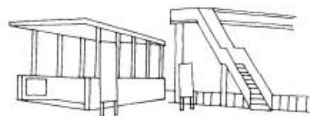
(2)禁止物件について

次の物件には、広告物の掲出が禁止されています。ただし、適用除外広告物(P30 参照)は、この限りではありません。

① 街路樹、路傍樹



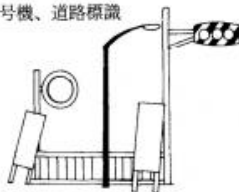
② 橋りょう、地下道の上屋



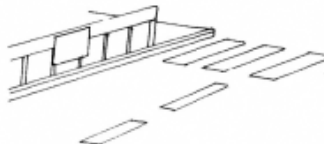
③ トンネル、高架構造物、道路の分離帯、道路・鉄道の擁壁



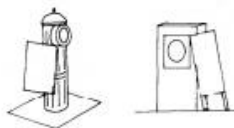
④ 街灯、信号機、道路標識



⑤ 道路上の欄、駒止め



⑥ 消火栓、火災報知器



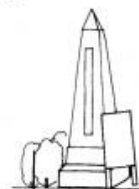
⑦ 郵便ポスト、電話ボックス



⑧ 送電塔、送受信塔



⑨ 形像、記念碑



⑩ 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

(3)禁止区域について

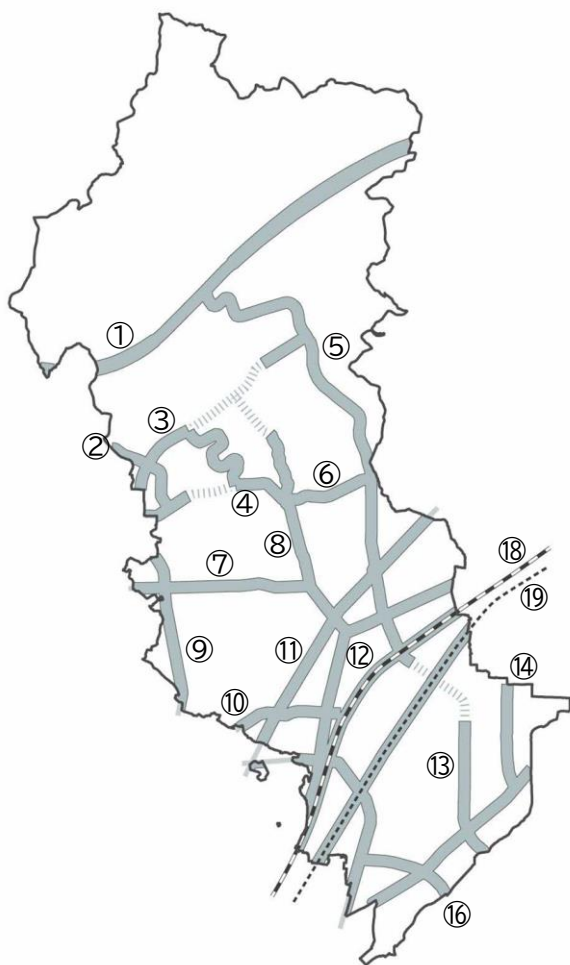
① 禁止区域

禁止区域は、良好な景観を形成し、または風致を維持することが特に強く要請される区域で、広告物を掲出することができません。(適用除外広告物 P50 参照)は除きます)

- 1 都市計画法の規定による以下の地域
 - ・第 1 種低層住居専用地域・第 2 種低層住居専用地域
- 2 文化財保護法の規定による以下の地域
 - ・重要文化財(建造物に限る)に指定された敷地
 - ・史跡・名勝・天然記念物に指定または仮指定された地域
- 3 大阪府文化財保護条例の規定による以下の地域
 - ・大阪府指定有形文化財(建造物に限る)の敷地
 - ・大阪府指定史跡、大阪府指定名勝、大阪府指定天然記念物の地域
- 4 茨木市文化財保護条例の規定による以下の地域
 - ・茨木市指定有形文化財又は茨木市指定有形民俗文化財に指定された建造物の敷地及びその周辺の地域で市長が指定するもの
 - ・茨木市指定史跡、茨木市指定名勝、茨木市指定天然記念物の地域
- 5 森林法の規定により指定された保安林の区域
- 6 古墳及び墓地

② 非自家用広告物禁止路線

下記の道路と鉄道とその両側 100m の範囲(19 路線)では自家用広告物以外は表示(設置)できません。
(ただし、商業系地域は除きます)



凡例

■ 非自家用広告物禁止区域
※各路線のうち、未供用区間(点線)は除く

	路線名
①	新名神高速道路
②	(都)国文都市 4 号線
③	(都)箕面丘陵線
④	(都)国文都市3号線
⑤	(都)耳原大岩線 + (都)大岩線
⑥	(都)山麓線
⑦	国道 171 号線
⑧	(都)上郡佐保線
⑨	茨木摂津線(府道 1 号)
⑩	南千里茨木停車場線(府道 129 号)
⑪	名神高速道路
⑫	大阪高槻京都線(府道 14 号)
⑬	(都)茨木寝屋川線
⑭	鶴飼八丁目富田線(府道 133 号)
⑮	大阪高槻京都線(府道 14 号)
⑯	(都)千里丘寝屋川線
⑰	大阪中央環状線
⑱	JR 東海道本線
⑲	阪急電鉄京都線

(4)適用除外について

社会生活を営む上で必要性の高い広告物は、各種規制(禁止物件、禁止区域、許可区域、表示方法等の制限区域、表示方法等の制限物件)の適用が全部又は一部除外されます。(条例第8条)

広告物の種類	条例	除外の内容	面積・大きさ	掲出位置	その他
(1)他の法令の規定により表示・設置するもの	1項 1号	許可不要 除外内容 ・禁止物件 ・禁止区域 ・許可区域 ・表示方法等の制限区域 ・表示方法等の制限物件			
(2)他道先案内図その他公共上やむを得ないもので、公共団体又は公益法人その他これに類する団体が表示・設置するもの	1項 2号				面積が 40 m ² を超える広告塔・広告板は、届出が必要
(3)自家用広告物で、その表示面積が 7 m ² を超えないもの	1項 3号				
(4)冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの	1項 4号				
(5)講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物のためその会場の敷地内に表示するもの					
(6)己の管理する土地又は物件に当該土地又は物件の必要に基づき表示する広告物又は掲出物件 危険に対する注意を促す看板など、自己の管理する土地・物件に管理上の必要に基づき掲出するもの	2項 1号	許可不要	7m ² 以内	地上から最上端まで5m以内	
(7)公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物又は掲出物件	2項 2号	除外内容 ・禁止区域 ・許可区域 ・表示方法等の制限区域	・0.5 m ² 以内 ・表示方向から見て当該施設の外郭線内を一平面とみなした場合の平面20分の1以内		
(8)(6)(7)以外の営利を目的としない広告物又は掲出物件	2項 3号		(1)はり紙、はり札 縦 1.2m以内 横 0.8m以内 (2)立看板 縦 2.0m以内 (脚部を含む) 横 1.5m以内		明示事項 ・設置者又は管理者の氏名、名称及び連絡先 ・表示期間の始期終期
(9)道先案内図その他公衆の利便に供する広告物又は掲出物件 学校や病院など多数の人々が利用する施設への案内板や誘導広告物	3項	許可必要 除外内容 ・禁止区域 ・表示方法等の制限区域	5m ² 以内	地上から最上端まで5m以内	掲出個数は2個まで
(10)自家用広告物で、都市計画法第11条第1項第5号及び第6号に規定する施設を利用するもの又は当該施設内にあるもの 学校・図書館などの教育文化施設、病院・保育所などの医療施設や社会福祉施設に表示する自家用広告物	4項 1号	許可必要 除外内容 ・禁止区域			

(11)電柱又は停留所標識を利用する広告物 (※表示方法等の制限区域の適用は受けません)	4項 2号		●●ページ参照		
(12)規則で定めるはり紙、はり札又は立看板であって、掲出期間が30日を超えないもの	5項	許可不要 除外内容 ・許可区域	(1)はり紙、はり札 縦 1.2m以内 横 0.8m以内 (2)立看板 縦 2.0m以内 (脚部を含む) 横 1.5m以内		明示事項 ・設置者又は管理者の氏名、名称及び連絡先 ・表示期間の始期終期(30日以内)

(5)許可区域について

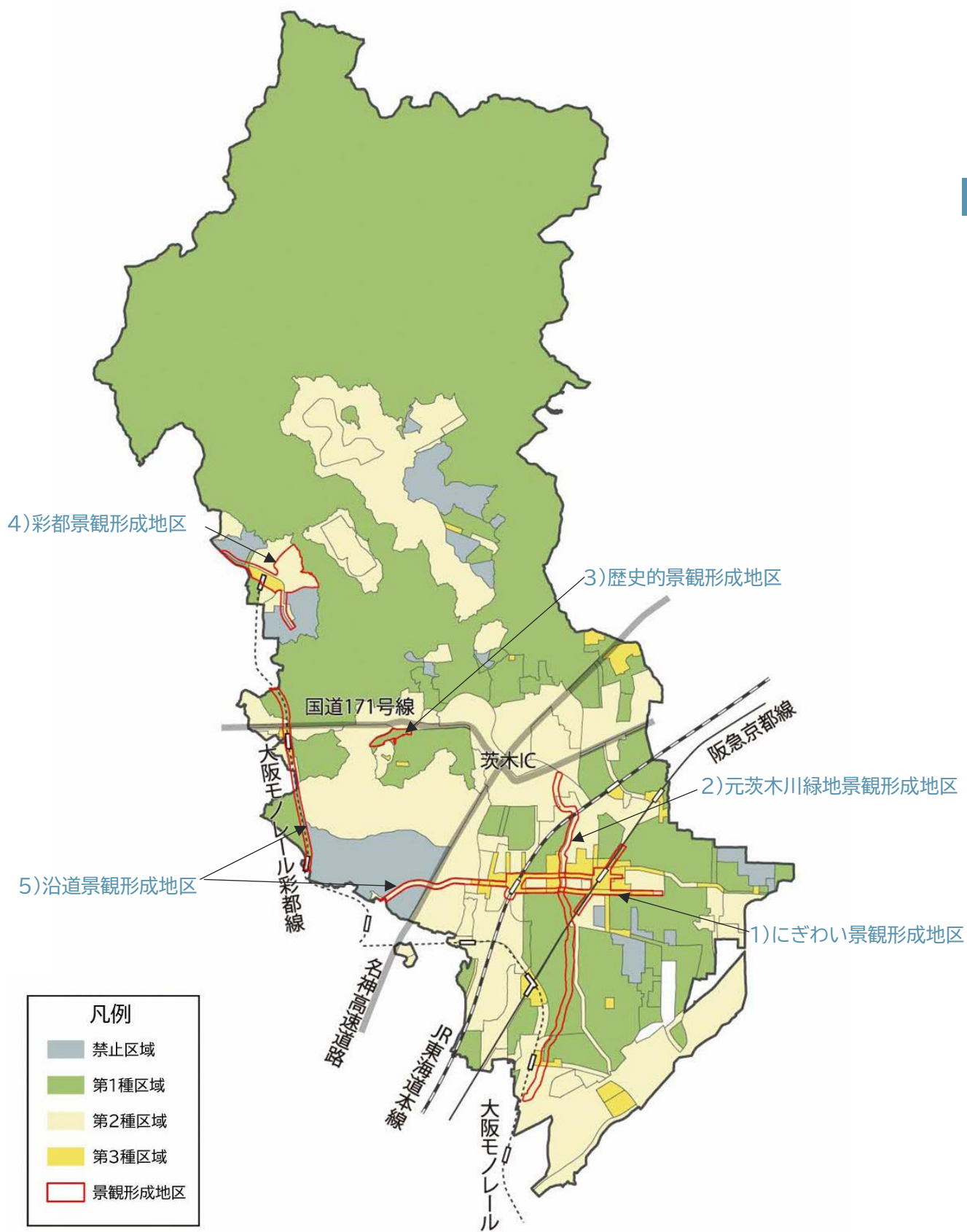
許可区域とは、良好な景観を形成し、または風致を維持するため、広告物を掲出するには、市長の許可を必要とする区域です。特に重点的に景観形成を図る必要がある地区を景観形成地区に指定し、地域の特性に応じて、重点的な許可基準を設けています。

屋外広告物を表示(設置)する場所の区域を確認してください

土地利用の特性に応じた区分	許可区域		
	第1種区域 住宅地の落ち着いたあるまちなみや、北摂山系の山なみ、田園風景が広がるエリア	住居系地区など ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・一部の市街化調整区域	P39
	第2種区域 大規模な工場やマンション、幹線道路沿い商業施設などのダイナミックなまちなみが広がるエリア	住居系地域。工業系地域など ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・一部の市街化調整区域	P41
	第3種区域 茨木市の玄関口としての品格のあるまちなみや商業のにぎわいのあるまちなみを形成するエリア	商業系地域 ・近隣商業地域 ・商業地域	P43



景観計画の景観形成地区	許可区域+景観形成地区				
		2種	3種	①にぎわい景観形成地区	P45
	1種	2種	3種	②元茨木川緑地景観形成地区	P46
	1種			③歴史的景観形成地区	P47
	1種	2種	3種	④彩都景観形成地区	P48
	1種	2種	3種	⑤沿道景観形成地区	P49



凡例	
	禁止区域
	第1種区域
	第2種区域
	第3種区域
	景観形成地区

許可区域図

(6) 許可基準と配慮事項について

区域に応じて許可基準に適合しているかどうかを確認してください

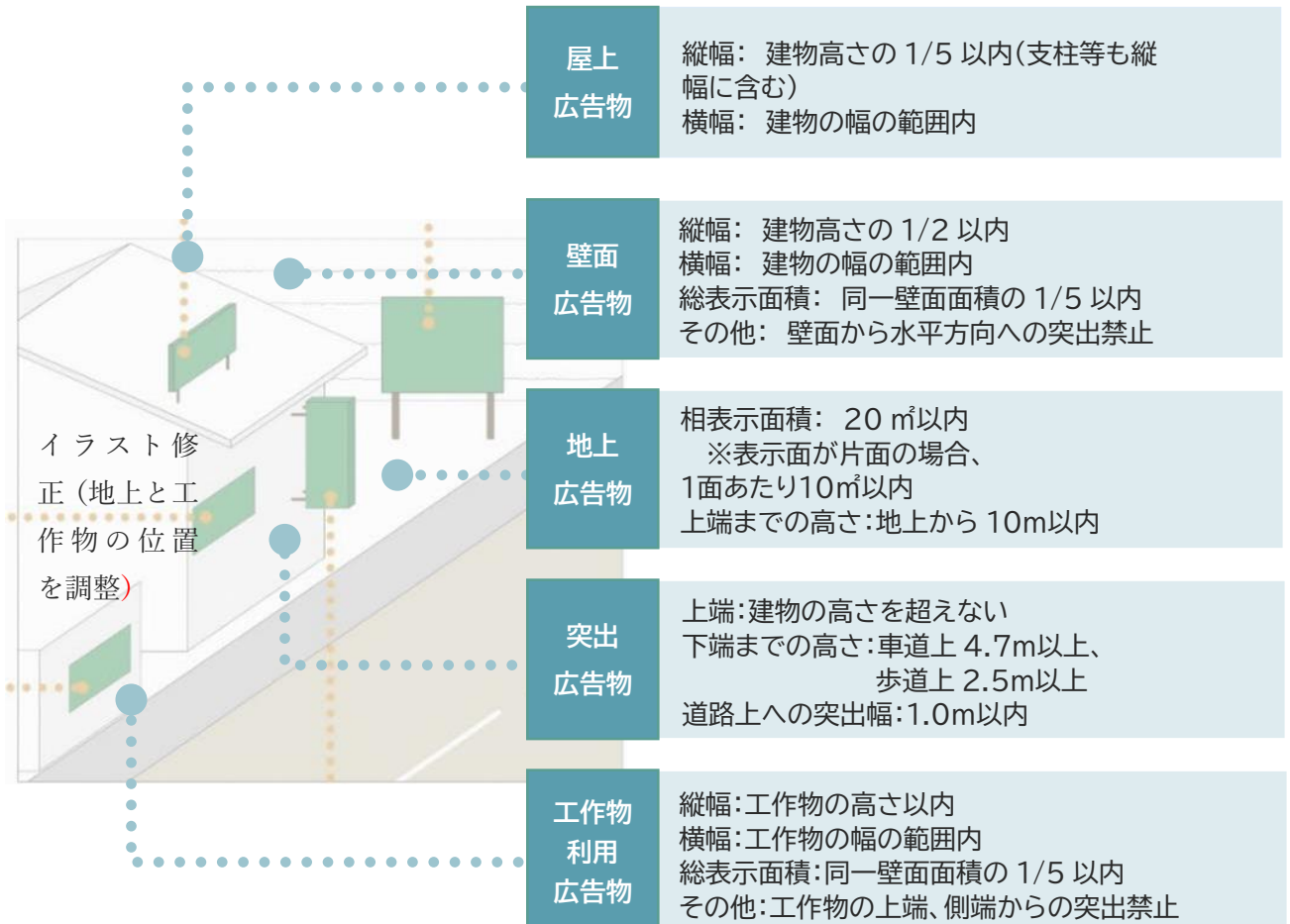
1) 第1種区域

区域
特性

第1種区域は、住宅地の落ち着いたあるまちなみや、北摂山系の山なみ、田園風景が広がるエリアです。



■ 第1種区域の許可基準



■ 第1種区域の配慮事項（住宅と周囲の自然、田園のあるまちなみ）

【誘導方針】豊かな自然景観保全のため、必要最小限の規模・配置にする。

- 住宅地の落ち着いたあるまちなみや周辺に見える北摂山系の山なみ、田園風景との調和に配慮しましょう。

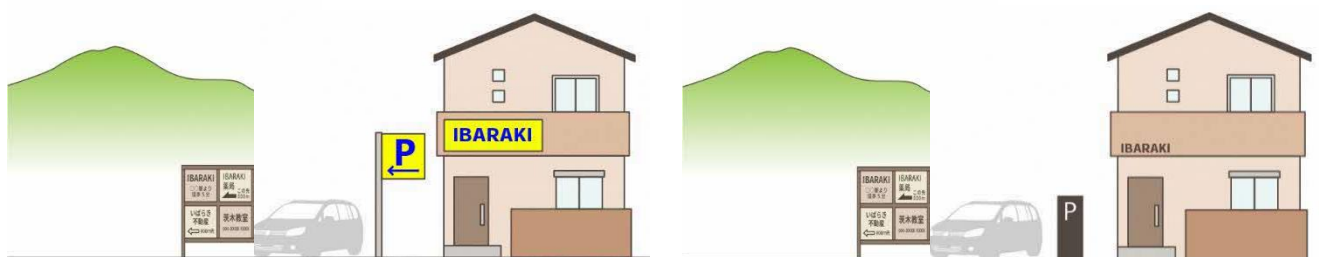
第1種区域の屋外広告物の景観形成のイメージ



避けたい広告物のイメージ



望ましい広告物のイメージ



① 周囲の自然に調和した規模・配置にする

- 背景に見える山並みや周囲の田園の付近に、大きな広告物や目立つ色彩の広告物を設置すると、豊かな自然景観を阻害する要因になります。建物や敷地に配置する広告物は、必要最小限にとどめ、設置高さを低く抑えるなど、周囲と調和した規模・配置にしましょう。

コンパクトデザインによる壁面
広告事例

② 自然になじむ形態・色彩にする

- 道路沿道に複数配置された建植看板は、周囲の自然の阻害する要因になります。広告物の盤面の高さや大きさを揃えるとともに、地色を白色や低彩度色とすることで、周辺の自然に調和させましょう。

統一デザインによる建植看板の
イラスト

③ 温かみを感じさせる夜間照明にする

- 自然環境など、生態系等に配慮すべき樹林地や農地付近においては、樹林地や農地に向けて照明しないように配慮しましょう。
- 住宅地の照明は、不快な眩しさ発するものや点滅する照明は避けてください。また、深夜帯には消灯するなど、住環境に配慮しましょう。
- 住宅地の照明は、低い色温度の照明にして温かみを感じさせ落ち着いた雰囲気演出しましょう。

耕作地に照射しないように配置
に留意するイラスト

温かみ感じさせる低い色温度の
広告照明事例（間接照明）

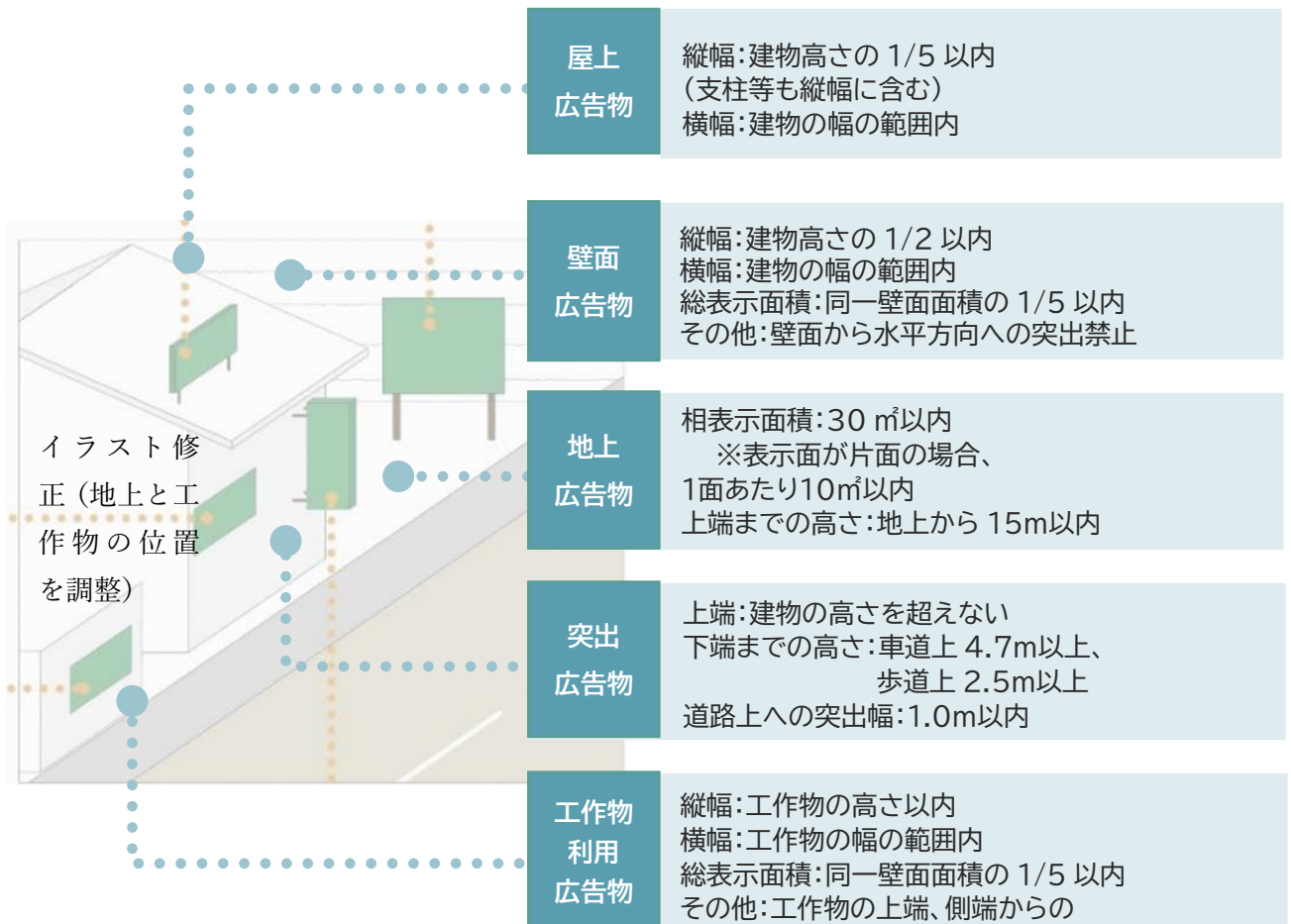
2) 第2種区域

区域
特性

第2種区域は、大規模な工場やマンション、幹線道路沿い商業施設などのダイナミックなまちなみが広がるエリアです。



■ 第2種区域の許可基準



■ 第2種区域の配慮事項（道路沿道に店舗や倉庫等のあるまちなみ）

【誘導方針】通りの見通しやまちなみと調和した規模・配置にする。

- 道路沿道のまちなみのなかに、商業施設や倉庫や工場など、多様な施設が立地しています。周囲に圧迫感を与えないように配慮するとともに、沿道のまちなみとの調和に配慮しましょう。

第2種区域の屋外広告物の景観形成のイメージ



避けたい広告物のイメージ



望ましい広告物のイメージ



① 通りのまちなみに調和した規模・配置にする

- 沿道のまちなみの中に、大きな広告物を設置すると、沿道建物との調和を阻害する要因になります。建物や敷地に配置する広告物は、必要最小限にとどめ、設置高さを低く抑えるなど、周囲と調和した規模・配置にしましょう。

コンパクトデザインによる壁面
広告事例

② 通りの景観に調和させる

- 道路沿道に複数の広告物が乱立すると、通りの景観を阻害する要因になります。広告物の盤面の高さや大きさを揃えるとともに、地色を白色や低彩度色とすることで、周辺の自然に調和させましょう。
- 隣接する店舗や建物で、デザインや規模、設置位置などに統一感のあるデザインを用いることで、通りに一体感を与え魅力を演出することができます。

整然と配置さのイラスト

③ まちなみと調和した色彩にする

- 高い場所に設置する広告物は、遠い場所からでも目につきやすいため、まちなみや背景となる自然景観と調和した色彩を使用することが大切です。広告物の板面の地色には、落ち着いた低彩度の色彩を用いましょう。

まちなみと調和した落ち着いた
色彩の広告物

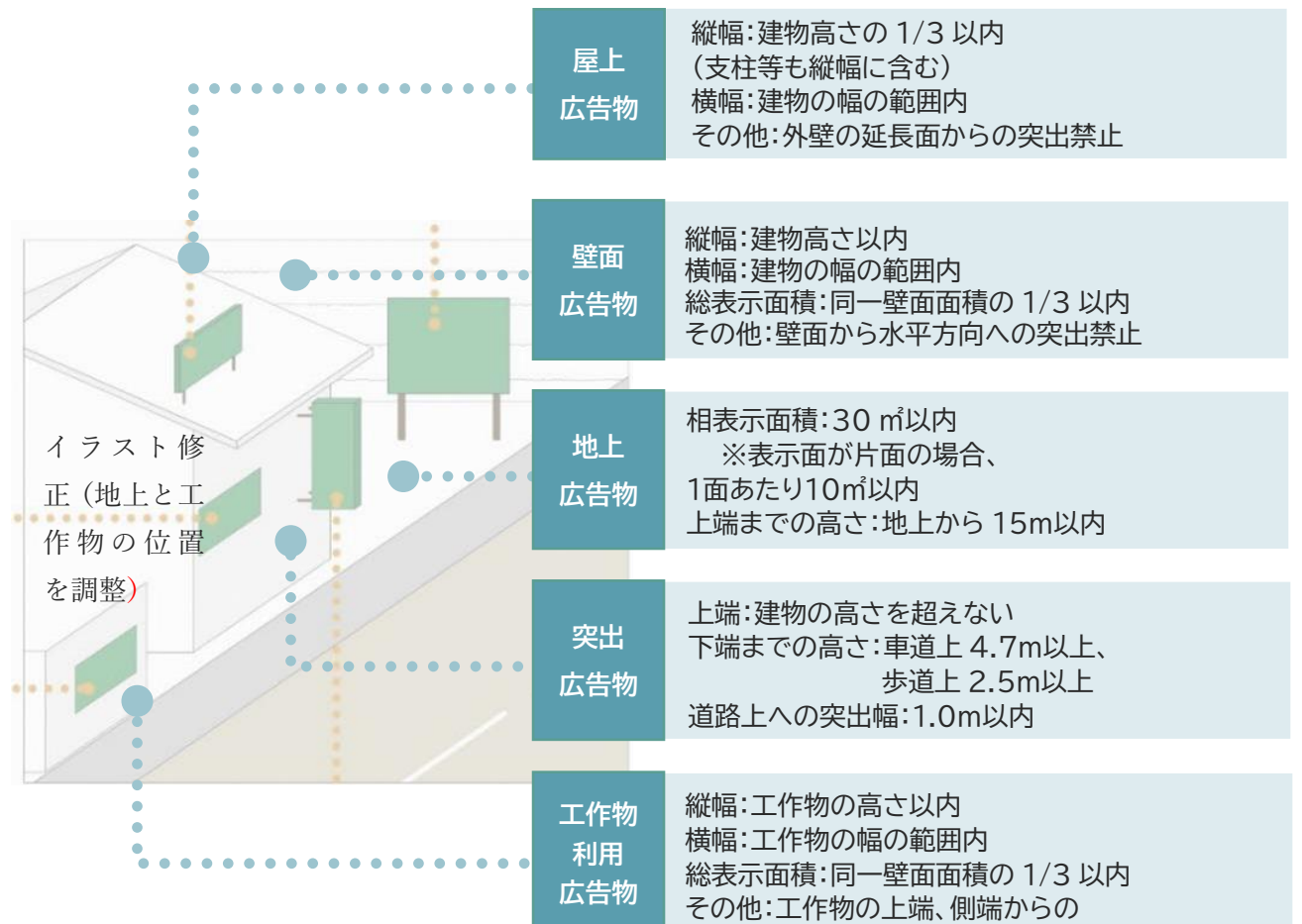
3) 第3種区域

区域
特性

第3種区域は、茨木市の玄関口としての品格のあるまちなみや商業のにぎわいのあるまちなみを形成するエリアです。



■ 第3種区域の許可基準



■ 第3種区域の配慮事項（商業地の賑わいのあるまちなみ）

【誘導方針】にぎわいを感じるまちなみにする。

- 歩いて楽しいまちなみになるよう、連続的にぎわいを形成するように配慮しましょう。

第3種区域の屋外広告物の景観形成のイメージ



避けたい広告物のイメージ

イラスト作成



望ましい広告物のイメージ



① 通りのにぎわいを演出する

- 通りのにぎわいが、歩道を歩く人に感じられるように、広告物は、低層部(1～3階)に集約させましょう。

低層部に集約配置した事例

② まちなみの連続性に配慮する

- 形が不揃いな突出広告物が設置された場合、壁面線が乱され乱雑な印象を与えます。周囲の突出広告物と幅や大きさ、形を揃えて、整った壁面線を維持しましょう。

③ まちなみと調和した色彩にする

- 壁面広告物等は板面の大部分に色が塗られることが多いため、建物の外壁色や周辺のまちなみから逸脱した色彩を使用するとまちなみのイメージを損ないかねません。良好な町並みとするため、建物の外壁色や周辺のまちなみと調和した色彩を用いましょう。

まちなみと調和した色彩の事例

④ 魅力的な夜間照明で演出する

- 広告物の効果的な夜間照明により、魅力的な夜間照明にすることで、にぎわいを感じられるようにしましょう。
- また、低層部に設けた広告物など、夜間照明として活用することにより、歩道部に光を向けるように演出しましょう。

夜間照明を歩道方向に設けた事例

(7)景観形成地区の重点規制基準

地区に応じて許可基準に適合しているかどうかを確認してください

1) にぎわい景観形成地区

「茨木市の玄関口、中心市街地にふさわしい景観を形成する」、「ゆとり・うらおいを感じさせる」、「周辺と調和した景観を形成する」ことを目指し、重点許可基準を設定しています。



■ にぎわい景観形成地区の重点許可基準(2・3種区域の許可基準に上乘せ)

第2・3種区域の許可基準	+	重点地区の許可基準		
		屋上広告物	表示面積	1面あたり30㎡以下
		壁面広告物	表示面積	1面あたり30㎡以下

■ にぎわい景観形成地区の配慮事項

【誘導方針】活気ある通りのにぎわいのなかにも、心地よさとまちの品格を感じさせるまちなみにする。

○ 通りのにぎわいを繋げていくために、良質なデザインの広告物を通り面して配置しましょう。

① 高層部のスカイラインを美しく見せる

- 屋上広告物の設置は控え、建物頂部に切り文字を配置するなど、建物と一体的なデザインにするとともに、隣接建物の広告物の設置高さを揃えるなど、建物頂部付近のスカイラインを美しく見せましょう。



② 壁面広告物等で低層部を飾る

- 広告物の設置位置や大きさを揃えることで、通りに整った印象を与えることができます。通りに面した低層部の位置を揃え、人が見やすい場所に設置しましょう。
- 店内が見えるように広告物等で飾るなど、にぎわいを感じられるように軒先まわりを演出しましょう。



低層部に店舗名をシンプルに配置した例

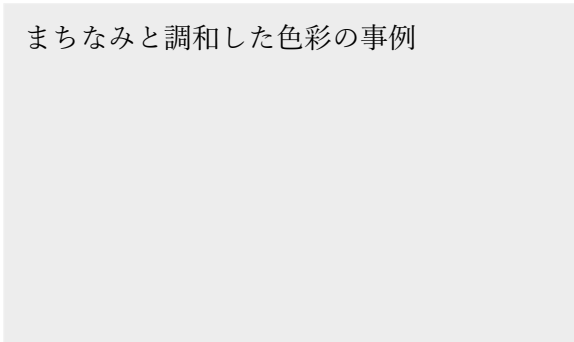
③ まちなみとの調和に配慮にする

- 主要な幹線道路では、商業施設が立地し、屋外広告物が多数設置される傾向にあります。箱文字・切り文字を使用するなどデザインを工夫し、まちなみとの調和に配慮しましょう。

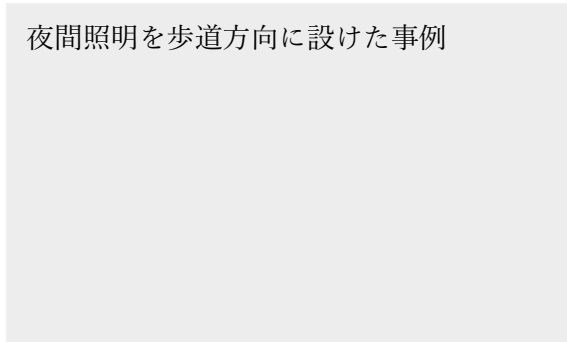
④ まちなみの連続性に配慮する

- 突出広告物等配置する場合は、大きさ、形やデザインを揃え、設置高さも揃えるなど、整った壁面線にして、まちなみの連続性を演出しましょう。

まちなみと調和した色彩の事例



夜間照明を歩道方向に設けた事例



⑤ 魅力的な夜間照明を演出する

- 広告物の効果的な夜間照明により、にぎわいを感じられるようにしましょう。低層部に設けた広告物など、夜間照明として活用することにより、歩道部に光を向けるように演出しましょう。

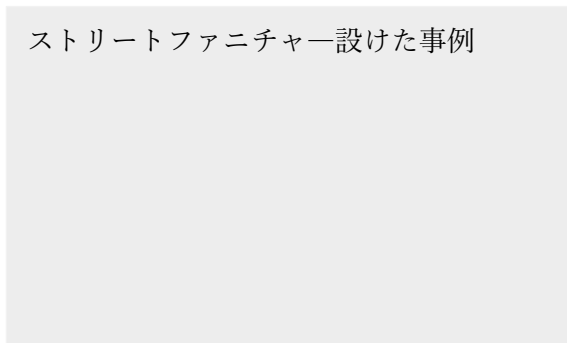
⑥ 軒先を看板と緑で演出する

- 店舗情報等を伝える地上広告等を軒先に置いて玄関周りを飾るときは、緑や花木プランターやベンチ等をいっしょに配置するなど、店舗のブランドイメージを高めるように演出しましょう。

軒下の配置事例



ストリートファニチャー設けた事例



2)元茨木川緑地景観形成地区

元茨木川緑地は旧河川跡地を活用した緑地で、豊富な植栽や樹間を通る道路や緑道が特徴的です。この緑地は、市街地を南北に縦断し、都心部にうるおいを与える空間として市民に親しまれています。



■ 元茨木川緑地景観形成地区の重点許可基準(第1～3種区域の許可基準に上乘せ)

第1～3種区域 の許可基準	+	重点地区の許可基準		
		屋上広告物	表示面積	1面あたり30㎡以下
		壁面広告物	表示面積	1面あたり30㎡以下
	共通	色彩	広告物板面の地色の色彩は、色相 R,YR,Yは彩度8以下 その他の色相は彩度6以下	

■ 元茨木川緑地景観形成地区の配慮事項

【誘導方針】緑との繋がりをや緑になじませるようにする。

- 茨木川緑地の豊かな緑と調和し、緑との繋がりをや一体感を感じさせる沿道広告物景観を誘導します。

① 建物と一体的にデザインする

- 屋上広告物はできるだけ掲出を避け、壁面等にコンパクトな大きさの切文字を使用するなど、シンプルなデザインにするなど、周囲の緑になじませるように配慮しましょう。



② 緑と調和するように見せる

- 建物の低層部に集約配置するなど、周囲の樹木の高さに配慮し、周囲の緑になじませるように配慮しましょう。



③ 緑に調和する色彩にする

- 広告物の板面の色彩を低彩度の色彩やアースカラーにすることで、緑になじませた落ち着いた雰囲気になるよう工夫しましょう。

④ 温かみを感じさせる夜間照明にする

- 住宅地の照明は、低い色温度の照明にして温かみを感じさせ落ち着いた雰囲気を演出しましょう。

温かみを感じさせる低い色温度の
広告照明事例（間接照明）

3)歴史的景観形成地区

勝尾寺川の南側に位置する宿川原地内を、歴史的景観形成地区としています。旧街道としての趣のあるまちなみが残されており、歴史的景観と落ち着いた佇まいのまちなみが形成されています。



■ 歴史的景観形成地区の重点許可基準(第1種区域の許可基準に上乘せ)

第1種区域の 許可基準	+	重点地区の許可基準		
		屋上広告物	表示面積	1面あたり30㎡以下
		壁面広告物	表示面積	1面あたり30㎡以下
		共通	色彩	広告物板面の地色の色彩は、 全ての色相で彩度6以下

■ 歴史的景観形成地区の配慮事項

【誘導方針】歴史的な佇まいを損なわないようにする。

○ 歴史的なまちなみや落ち着いた佇まいを損なわないよう、まちの連続性を誘導します。

① 屋上広告物は設置しない

- 屋根への設置は避け、軒や庇の設置にするなど、設置高さにも配慮する。

② 隣接するまちなみに配慮する

- 建物や工作物の外観意匠と一体的なデザインにすることや、低層部に集約配置するなど、隣接するまちなみに配慮しましょう。

③ 自然素材を活かした意匠

- 建物の外観等に用いられている素材等と調和するように、木材や石材など、自然素材等を活用しましょう。

④ 温かみを感じさせる夜間照明にする

- 住宅地の照明は、低い色温度の照明にして温かみを感じさせ落ち着いた雰囲気演出しましょう。



4) 彩都景観形成地区

大阪モノレール彩都線彩都西駅周辺と道路沿道、住宅地や研究開発施設等が一体となり、周辺の自然環境と調和した、美しく個性的なまちなみを形成しています。また、歩道と沿道の宅地が一体となった「庭園街路景観」が形成されています



■ 彩都景観形成地区の重点許可基準(第1～3種区域の許可基準に上乗せ)

第1～3種区域の許可基準	+	重点地区の許可基準		
		屋上広告物	表示面積	1面あたり30㎡以下
		壁面広告物	表示面積	1面あたり30㎡以下

■ 彩都景観形成地区の配慮事項

【誘導方針】沿道からみた山並みやまちなみへの眺めに配慮します。

- 周辺のまちなみや自然景観と調和した意匠にすることでまちの景観形成に貢献し、良質なデザインの広告物を通り面して誘導します。

① 背景の山並みや空になじませるように美しく見せる

- 背景の山並みや空になじませるようにみせるため、屋上広告物の設置は控え、建物頂部に切り文字を配置するなど、建物と一体的なデザインにするとともに、隣接建物の広告物の設置高さを揃えるなど、建物頂部付近のスカイラインを美しく見せましょう。



② 自然景観と調和する色彩にする

- 背景の山並みや周辺の田園など、自然景観の緑との調和に配慮し、落ち着いた色彩を用いましょう。
- 広告物の板面の色彩を低彩度の色彩とすることで、緑に馴染ませた落ち着いた雰囲気になるよう工夫しましょう。

緑と調和するサイン
イラスト

③ 沿道のまちなみを美しく見せる

- 道路境界付近に地上広告物を設置する場合は、可能な限り道路境界からセットバックし、設置高さを低くすることで、道路沿道からのまちなみの見え方に配慮しましょう。

まちなみをとサイン事例
イラスト

5)沿道景観形成地区

シンボルロードとして、街路樹が配置され、沿道の建物とともに美しい景観が創出されています。



■ 沿道景観形成地区の重点許可基準(第1～3種区域の許可基準に上乘せ)

第1～3種区域の許可基準	+	重点地区の許可基準		
		屋上広告物	表示面積	1面あたり30㎡以下
		壁面広告物	表示面積	1面あたり30㎡以下

■ 沿道景観形成地区の配慮事項

【誘導方針】シンボルロードとしてふさわしい緑の似合う沿道に配慮します。

- 茨木市のシンボルロードとしてふさわしい景観となるよう、落ち着いた秩序ある広告物沿道景観を誘導します。

① 建物高層部を美しく見せる

- 屋上広告物の設置は控え、建物頂部に切り文字を配置するなど、建物と一体的なデザインにするとともに、隣接建物の広告物の設置高さを揃え、街路樹越しに見える建物頂部付近を美しく見せましょう。

高層部をシンプルに見せる
イラスト

② 街路樹の緑に馴染ませる

- 広告物の板面の色彩を低彩度の色彩やアースカラーにすることで、緑になじませた落ち着いた雰囲気になるよう工夫しましょう。

緑になじんだサイン
イラスト

③ 街路樹を美しく見せる

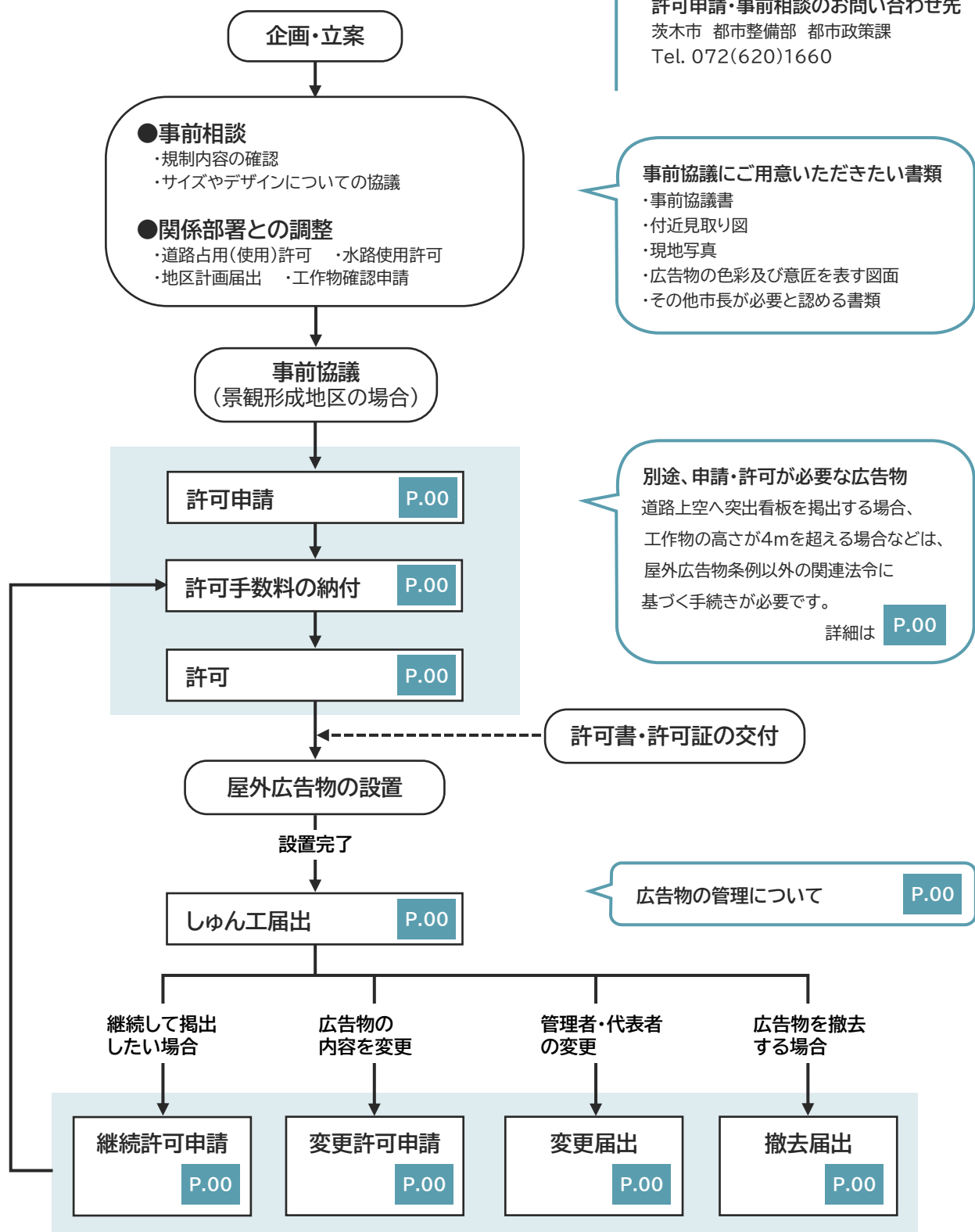
- 道路境界付近に地上広告物を設置する場合は、可能な限り道路境界からセットバックすることで、道路沿道からの街路樹の見え方に配慮しましょう。

緑とサイン
イラスト

6. 許可申請手続きについて

(1) 手続きの流れ

屋外広告物の許可手続きは、次のとおりです。



(2)必要書類

許可申請、届出の様式は・・・

茨木市 屋外広告物 ○○	検索
--------------	----

		新規許可	変更許可	継続許可	しゅん工届出	変更届出	撤去届出	摘要	
様式		第1号 屋外広告物 許可申請書 (新規)	第2号 屋外広告物 変更許可 申請書	第1号 屋外広告物 許可申請書 (継続)	第9号 屋外広告物 しゅん工 届出書	第10号 屋外広告物 変更届出書	屋外広告物 撤去届出書		
添付書類	現況カラー写真	○ 設置場所が 全てわかる もの	○ 変更となる 広告表示面が 全てわかる もの	○ 広告表示面が 全てわかる もの	○ 竣工後の広告 表示面が全て わかるもの	—	○ 撤去前、撤去 後の状況が わかるもの		
	付近見取図	○	—	○	—	—	—	主要道路等を明示したもの	
	配置図	○	—	—	—	—	—		
	図面関係	平面図	○	—	—	—	—	—	建築物・広告物の両方を含んでいるもので、それぞれの位置関係がわかるもの
		立面図	○	—	—	—	—	—	建築物・広告物の両方を含んでいるもの
		意匠図	○	—	—	—	—	—	着色したもの
		構造図	○	—	—	—	—	—	建築物・広告物の両方を含んでいるもの
		配線図	○	—	—	—	—	—	広告物自体に電気設備を使用する場合
	その他の図面	○	—	—	—	—	—	必要に応じ市長が必要と認める図面	
	委任状	○	○	○	○	○	○	○	申請者が当該許可・届出手続きを代理人に委任する場合
道路占用許可書(写)	○	—	○	—	—	—	—	突出広告等で、道路上の上空を占用する場合	
承諾書	○	—	○	—	—	—	—	広告物の設置場所が申請者以外の所有または管理に属する場合。ただし、申請書の承諾欄に記入、押印のある場合は不要	
安全点検結果報告書	—	—	○	—	—	—	—	高さが4mを超える広告塔または広告板の場合必要	

※申請書類等は各2部(正・副)提出してください。

(3) 許可手数料と許可期間

屋外広告物の許可を受けるには、種類や面積に応じた許可手数料が必要です。

区分	単位	手数料の額	許可期間
アドバルーン	1個	650円	30日以内
広告幕・広告旗	1枚	350円	
立看板	1枚	200円	
はり紙 または はり札	100枚	250円	2年以内
広告塔 または 広告板 (広告塔、広告板、建築その他の 工作物等に掲出され、または表 示された広告物を含む。)	2㎡未満のもの	450円	
	2㎡を超え 5㎡以下のもの	1,000円	
	5㎡を超えるもの	1,000円に、5㎡を超える面積が5㎡ までごとに、1,000円を加算した額	

※はり紙またははり札の枚数計算は、100枚に満たない端数も100枚とします。

※手数料について、書類審査後お渡しする納付書にて納めていただきます。

(4) その他関連法令

屋外広告物を掲出するにあたっては、屋外広告物条例のほかに次のような関係法令の手続きが必要です。

事項	必要な許可等の種類	お問い合わせ先
道路上空へ突出看板を掲出する場合	道路占用許可 (道路法)	・国道事務所(主要国道) ・大阪府茨木土木事務所(府道、一部国道) ・茨木市建設管理課(市道)
突出看板等を道路上空へ掲出する場合 道路上で工事または作業する場合	道路使用許可 (道路交通法)	茨木警察署
工作物自体の高さが4mを超える物件を 設置する場合	工作物確認 (建築基準法)	・特定行政庁(茨木市審査指導課) ・指定確認検査機関
設置容量2キロボルトアンペア以上の ネオン管灯設備を設置する場合	ネオン管灯設備設置の 届出(消防法)	茨木市消防本部
アドバルーンを設置する場合	水素ガスを充てんする 気球の設置届(消防法)	茨木市消防本部
	許可または届出 (航空法)	大阪航空局(大阪空港事務所、八尾空港 事務所、関西空港事務所)
地区計画で広告物の規制がある場合	届出等	茨木市都市政策課
景観条例等で広告物の規制がある場合	届出等	茨木市都市政策課
生産緑地地区の規制がある場合	許可等(都市計画法・ 生産緑地法)	茨木市都市政策課

(5)屋外広告物の管理について

① 管理義務

広告物の所有者、占有者、表示者及び設置者並びに管理者は、公衆に対する危害の発生防止のため、広告物の補修その他必要な管理を怠らないようにしなければなりません。

また、安全管理の観点から、茨木市屋外広告物条例により、高さが4mを超える広告物等の所有者または占有者に対し、屋外広告士などの有資格者による安全点検の実施が義務付けられています。

併せて高さが4mを超える広告物の継続許可申請の際には、「屋外広告物安全点検結果報告書」の提出が必要です。



※新設時に建築基準法に定められている工作物確認を行っていない場合は、茨木市審査指導課に相談してください。

② 安全点検実施者の資格について

大阪府屋外広告物条例等の改正により、安全点検実施者の資格が次のように定められています。

- ・ 屋外広告士
- ・ 特種電気工事資格者のうちネオン工事に係る資格者
- ・ 屋外広告業の事業者団体が、内閣府の公益認定を受けて実施する広告物の点検に関する技能講習会の受講修了者

ただし、平成30(2018年)9月30日までに許可を受けた広告物については、経過措置として、令和2年(2020年)9月30日までは、従来どおりの点検方法・点検資格者でも良いこととしています。

③ 除却義務

屋外広告物を設置する必要がなくなったとき、許可期間が満了したとき、許可が取り消されたときは、5日以内にその屋外広告物を除却しなければなりません。

許可された広告物及び設置の届出をした広告物を除却したときは、除却した旨を届け出なければなりません。

(6)違反措置・罰則について

① 違反広告物に対する措置

条例に違反した広告物については、その表示者や設置者、管理者に改修、移転、除却等の措置を命じることがあります。

また、これに応じないときは、強制的に除却することがあります。

② 広告主の義務等

広告物の掲出を依頼した広告主にも、違反掲出を防止する義務があります。

その義務に違反したときは、会社名等を公表することがあります。

③ 罰則

条例に違反した場合には、50万円以下の罰金などに処せられることがあります。

また、違反行為を行った行為者だけでなく、雇用主や設置を指示したものに対しても罰則の規定が適用されます。

(7)窓口一覧

屋外広告物の許可申請受付、違反広告物の除却は、下記で行っています。

許可申請書類の提出先	茨木市都市整備部 都市政策課	大阪府茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所南館 5 階 Tel. 072-620-1660 Mail. toshi@city.ibaraki.lg.jp
違反広告物の除却事務担当課 (はり紙、はり札、広告旗、立看板等の 簡易広告物に限ります)	茨木市産業環境部 環境事業課	大阪府茨木市東野々宮町14番1号 Tel. 072-634-0351 Mail. kankyojigyo@city.ibaraki.lg.jp

【屋外広告物に関する茨木市公式ホームページ】

URL <https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/toshiseibi/toshiseisaku/menu/okugaikoukoku.html>